



第1部 共通課題・建議

第1部 共同问题及建议

第1章 中国経済および日系企業の現状

2012年の中国のGDP成長率は7.8%と前年より鈍化した。もっとも、秋以降は景気指標に回復の動きが広がり、第4四半期の成長率も前期をわずかに上回るなど、景気の持ち直しが感じられる。政府は2013年の成長目標を前年同様7.5%とし、インフレ抑制目標は3.5%に引き下げ、成長の安定と経済構造改革を重視する姿勢を打ち出している。都市化関連需要の増加が期待されているものの、輸出の先行きは不透明であり、成長率の回復は緩やかなものにとどまるものとみられる。日系企業の現状については、ジェトロのアンケートによれば、黒字企業の比率が低下を続けている。経営上の課題としては「労働コストの上昇」が大きい。前年との比較では、「主要販売市場の低迷（消費低迷）」を挙げる企業が急増している。

2012年中国経済の回顧

マクロ経済：GDP成長率は1ケタ台に

国家統計局の発表によれば、2012年の名目GDP（国内総生産）は51兆9,322億元、実質GDP成長率は7.8%増であった。政府目標の7.5%成長はかろうじて上回ったものの、前年の9.3%を下回り、13年ぶりに8%を割りこんだ。

国家統計局の記者発表等をもとに需要項目別寄与度を計算すると、最終消費4.0%、資本形成3.9%、純輸出-0.2%であった。2011年は最終消費4.7%、資本形成4.9%、純輸出-0.4%だったので、2012年の成長鈍化の原因は第1に資本形成、第2に消費の伸びの鈍化になる。

もっとも秋以降は、工業生産、消費、輸出など、経済指標に回復の動きが広がり、成長率も第4四半期は7.9%と前期（7.4%）をわずかながら上回るなど、景気の持ち直しが感じられるようになっていく。リーマンショック後と異なり大胆な景気刺激策こそないものの、5月から7月にかけて実施された金融緩和の効果や、在庫調整の進展が緩やかな回復をもたらしたと思われる。

経済目標の多くを達成

2012年は秋まで成長の鈍化が続いたものの、同年の経済目標は輸出入総額以外ほぼ達成となった。輸出入総額の目標は10%前後の増加だったが、実際は6.2%にとどまった。（表1）。

表1：主要経済指標と目標

	2012年		2013年
	目標	実績	目標
GDP成長率(実質)	7.5%	7.8%	7.5%
消費者物価指数(CPI)	4.0%前後	2.6%	3.5%前後
全社会固定資産投資(名目)	16%	20.3%	18%
社会消費品小売総額(名目)	14%	14.3%	14.5%
輸出入総額	10%前後	6.2%	8%前後
財政赤字規模(億元)	8,000	8,000	12,000
マネーサプライ(M2)	14%前後	13.8%	13%前後
都市部新規就業者数(万人)	900以上	1,266	900以上
都市部登録失業率	4.6%以下	4.1%	4.6%以下

注：財政赤字規模、都市新規就業者数、都市登録失業率以外は前年比伸び率

出所：国家発展改革委員会「2011年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2012年度国民経済・社会発展計画案についての報告」、「2010年度国民経済・社会発展計画の執行状況と2011年度国民経済・社会発展計画案についての報告」

消費

マクロの消費を示す社会消費品小売総額は21兆307億元、前年比14.3%増（実質12.1%増）と、伸び率は11年の17.1%を2.8ポイント下回った。もっとも月次でみると、年央は伸びが鈍化したものの年末にかけ持ち直した。

投資

マクロの投資を示す固定資産投資（農家含まず）は37兆4,676億元、前年比20.3%増（実質19.0%増）となり、伸び率は前年の23.8%増を3.5ポイント下回った。

鈍化の要因について主な業種の2011年と2012年の伸びを比較してみると、投資額の1/3を占める製造業が31.8%増から22.0%増、1/4を占める不動産業が29.7%増から22.1%に鈍化したことが大きい。もっともその他の業種では、投資額の約8%を占め

る交通運輸・倉庫・郵便業が1.8%増から9.1%増に、同じく8%程度を占める水利・環境・公共施設管理業が14.2%増から19.5%増に回復するなどの動きもみられた。

貿易

貿易総額は3兆8,668億ドルで前年比6.2%増となった。うち輸出は2兆489億ドルで7.9%増、輸入は1兆8,178億ドルで4.3%増と、いずれも伸びが鈍化した。

輸出を主要地域別にみると、金額で最大の米国（3,518億ドル）が8.4%増加したものの、これに次ぐEU（3,340億ドル）は6.2%減少した。一方、香港（3,235億ドル）は20.7%増、ASEAN（2,043億ドル）も20.1%増と伸びが高かった。しかし日本（1,516億ドル）は2.3%増にとどまった。

輸入は、金額で最大となったのはEU（2,121億ドル）だが、伸びは0.4%の微増だった。これに次ぐASEAN（1,958億ドル）も伸びは1.5%増と低く、日本（1,778億ドル）は8.6%の減少であった。以下、韓国3.7%増（1,686億ドル）、米国8.8%増（1,329億ドル）、台湾5.8%増（1,322億ドル）などとなっている。

貿易黒字は2,311億ドルで前年より762億ドル増加した。

2013年の中国経済の展望

全人代で示された課題と政策の方向性

13年3月に開催された第12期全国人民代表大会（全人代）において温家宝首相は、任期最後となる「政府活動報告」を行った。温首相は冒頭、過去5年間の事績として以下を挙げた。

- (1) 国際金融危機に効果的に対応し、安定的かつ比較的速い経済の発展を促進した。
- (2) 経済構造の調整を加速させ、経済発展の質と効率を高めた。
- (3) 「三農」（農業・農村・農民）への取り組みにしっかりと力を入れ、農業の基礎的地位を打ち固め、強化した。
- (4) 科学・教育による国家振興戦略の実施を堅持し、経済・社会の発展を支える中核的能力を増強した。

- (5) あくまでも人民の利益を第一に据え、民生の保障と改善に力を入れた。
- (6) 重要分野の改革を深め、経済・社会発展の内的活力を強めた。
- (7) 対外開放を揺らぐことなく拡大し、開放型経済としてのレベルを全面的に向上させた。
- (8) 政府自体の建設を着実に強化し、行政改革をより一層深化させた。

その一方で、今の中国の経済社会が直面している課題として以下の点を挙げた。

- (1) 発展の不均衡・不調和・持続不可能の問題が依然として際立っている。
- (2) 経済成長の減速傾向と生産能力の相対的過剰という矛盾が大きくなってきている
- (3) 企業の生産・経営コストの上昇と革新を進める力の不足の問題が併存している。
- (4) 財政収入の伸びの鈍化と毎年決まって必要な恒常的財政支出の増加との矛盾が浮き彫りになっている。
- (5) 金融分野にリスクが潜在している。
- (6) 産業構造が不合理な上、農業の基盤も依然として脆弱である。
- (7) 経済発展と資源・環境の矛盾が日増しに激しくなっている。
- (8) 都市・農村間及び地域間の発展の格差と所得分配の格差がかなり大きい。
- (9) 社会的矛盾が明らかに増えており、教育、雇用、社会保障、医療衛生、住宅、生態環境、食品・医薬品安全、労働安全、社会治安などの面で大衆の切実な利益にかかわる問題が多く、一部の人々が生活に困っている。
- (10) 科学的発展を妨げる体制上・仕組み上の障害がかなり多い。
- (11) 政府の機能転換がまだ不十分なうえ、腐敗の発生しやすい分野や多発している分野がある。

以上を踏まえ、2013年の経済・社会発展の目標として以下を打ち出した。

GDP成長率は前年同様7.5%前後とし、発展の調和性を更に高める。政府としては、引き続きチャン

スを捉えて発展を促す必要がある一方で、経済の持続的で健全な発展を促す必要もあるため、経済発展パターンの転換と経済構造適正化の加速や経済成長の質と効率の向上に重きを置いている。

消費者物価上昇率は前年より0.5ポイント下げ3.5%前後に抑制する。そのほか、都市部新規就業者数（900万人以上）、都市部登録失業率（4.6%以内）は前年同様とする。都市部住民の実質所得と農村住民の純収入の増加が経済の成長と比例するようにし、労働報酬の増大と労働生産性の向上が足並みをそろえるようにする。国際収支状況をさらに改善する。

経済成長の見通し

2013年の中国経済について、需要項目別にみると次のとおりである。

消費については、自動車減税や家電販売の補助金などリーマンショック後のような刺激策の発動を予想する声は聞かれない。これは自動車や一部の家電に近年みられた販売不振、需要先食いへの反省があるためとみられる。第12次五カ年計画にあるように、所得増加に見合った消費の拡大を目指すものと思われる。

投資については、都市化関連需要の増加が期待されている。また昨年来、中央・地方政府の首脳の交代を機に、新規プロジェクトが始動し投資が増加するとの声もある。

外需は、米国経済に回復が感じられる一方、最大の貿易相手であるEU経済には先行き不透明感が依然強い。総じて言えば楽観視はできないだろう。

これらの需要の動きを踏まえれば、2013年の成長率は、前年よりやや高まるものと思われる。各機関の予測をみても、8%台前半との見方が多い。

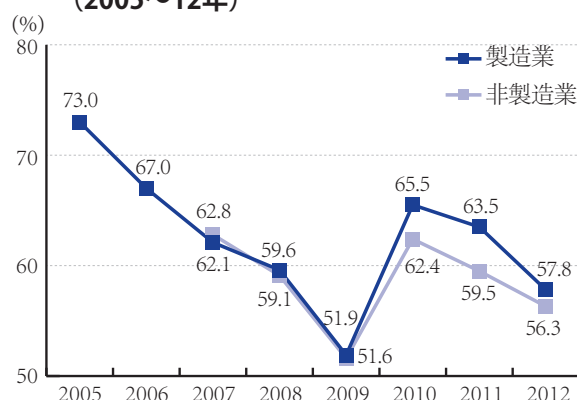
物価動向

13年の消費者物価上昇率の抑制目標は、12年より0.5ポイント低い3.5%前後となった。昨年実績の2.6%を1ポイント近く上回る理由として発展改革委員会は、全人代で発表された「国民経済・社会発展計画」の中で、（1）土地・労働力といった生産要素や農産物、サービスなどの価格に押し上げ圧力が見られる、（2）世界的な金融緩和の情勢下、輸入インフレに対する警戒が求められる、（3）2012年は年末にかけ物価水準が上昇したため、仮に2013年初から物価水準が変化しなくても前年比1%分上昇している状況にあるといった点を挙げている。

在中国日系企業の経営状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）が毎年実施している企業アンケート（中国の有効回答企業数：854社、有効回答率：67.4%）によれば、在中国日系企業の黒字企業の比率は、2010年に金融危機以前の水準を回復したものの、その後は低下が続いている（図1）。

図1：在中国日系企業の黒字企業数の比率（2005～12年）



注：非製造業は2007年から調査を開始した。

出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版）」

このアンケートでは、経営上の課題についても選択式で尋ねている。それぞれの選択肢を課題とした企業の比率をみると、最も高かったものは前年同様「労働コストの上昇」であった。比率は84.4%と突出し、問題の大きさが示されている。なお上位10項目をみると、「調達コストの上昇」が14.8ポイントと大きく低下する一方、「主要販売市場の低迷（消費低迷）」が23.7ポイントもの上昇で第10位に浮上した点が注目される（表2）。

表2：在中国日系企業の経営上の問題点

	回答項目	回答率 (%)		増減 (ポイント)
		2012年度	2011年度	
1	従業員の賃金上昇	84.4	84.9	-0.5
2	現地人材の能力・意識	55.5	53.5	2.0
3	競合相手の台頭（コスト面で競合）	53.4	53.3	0.1
4	限界に近づきつつあるコスト削減	50.9	46.4	4.5
5	従業員の質	50.4	47.6	2.8
6	品質管理の難しさ	49.9	43.4	6.5
7	主要取引先からの値下げ要請	49.6	41.0	8.6
8	調達コストの上昇	49.3	64.1	-14.8
9	通関等諸手続きが煩雑	43.5	40.5	3.0
10	主要販売市場の低迷（消費低迷）	40.2	16.5	23.7

出所：同上

第2章 中国経済における「日本」

中国は世界第2位の、日本は第3位の経済大国である。IMFのWorld Economic Outlook Database (2011年)で、中、日はそれぞれ世界のGDPの10.4%と8.4%を占め、あわせると約2割にのぼる。

経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合い、金融市場を通じた連動性が高くなると、日中間の経済活動の停滞が瞬時に他国の金融市場や生産活動に影響を与える「負の連鎖」の危険が高まる。こうした事態を防ぎ、世界経済の安定に寄与することが両国の使命であり、そうすることで同時に両国自身の経済成長・発展を確かなものにすることができる。

貿易面、投資面で大きな存在感を示す「日本」

中国が第12次五カ年計画（2011～15年）期、成長の質と効率の向上を図りながら、年平均7%の実質GDP成長を達成する上で、日本経済および日本企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきている。

まず貿易について、2012年の中国の輸出先として日本は、国別で米国について第2位で、金額は1,516億ドルに達した。輸入では第1位の1,778億ドルと、中国にとって日本は最も重要な貿易パートナーとなっている。そして中国は、日本、韓国、台湾、ASEANなどアジア地域からハイテク製品の基幹部品を輸入し、中国で製品化した上で欧米に輸出しており、なかでも特に重要な集積回路、液晶デバイスなどの中間財は日本から中国への輸出が多い。

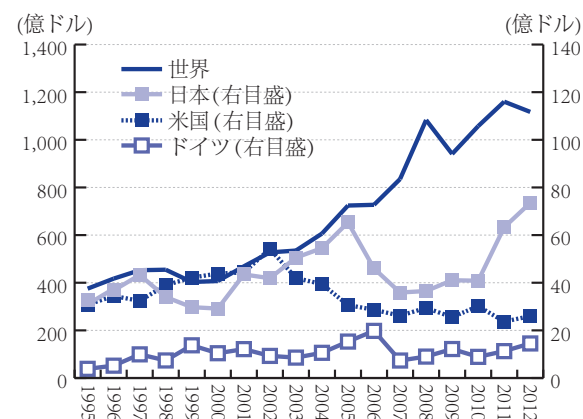
投資についてみると、2012年の中国の対内直接投資（銀行・保険・証券分野は除く）において日本は、国別では世界第1位の73億8,000万ドルとなっている。2005年の65億2,977万ドルを上回り過去最高を記録した（図1参照）。前年比伸び率は16.3%増で、中国の投資受け入れ全体が2009年来の前年割れ（前年比3.7%減）、英国が36.0%減、米国が微増（4.5%増）などとなるなか大幅増となった。

中国への進出日系企業数は2万2,790社（2011年末）にのぼり、全体の7.9%を占める。また、中国進出日系企業は直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇

用を生んでいるとされており、雇用創出面での貢献も大きい。職場環境の整備や福利厚生制度の充実にも努めている。

一方、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

図1：各国と日本の対中投資



出所：CEIC

注：本文中の各国の対中投資額には、英領バージン諸島、ケイマン諸島などのタックスヘイブン経由の金額も含まれるため、同図の数字とは若干異なる。

「日本」の対中国経済協力

隣国である中国経済の発展に寄与すべく、日本は長年に渡り、各方面で経済協力を展開してきている。

経緯と現状

日本の対中国経済協力は、1979年の大平総理（当時）訪中時に、中国の近代化努力に対して出来る限りの協力をする事を表明して以来、中国の改革・開放政策と、重層的な両国関係の構築を下支えしてきた。さらに、円借款による鉄道・港湾・空港・発電所などの経済インフラ整備や、技術協力による市場経済化促進のための制度整備や人材育成を通じ、中国における投資・貿易環境の改善や日中の民間経済関係の進展に貢献してきた。2011年度末までの累計で、円借款の承諾額は3兆3,165億円、技術協力を通じた専門家派遣は

約8,000名、研修員の受入は約33,000名にのぼる。

近年の中国の著しい経済発展を踏まえ、円借款の新規承諾は2007年に終了した。現在は、国際協力機構（JICA）を通じ、①環境問題など地球規模問題への対処、②経済関連法制度の整備及び人材育成、③草の根レベルの相互理解の増進、を重点課題として、知的支援を中心に協力展開している。重層的な日中関係を構築し、「戦略的互惠関係」の深化・具体化に資する経済協力を実施するため、企業・地方自治体・NGO・大学などとの連携を強化している。

また、日本輸出入銀行（当時）からスタートして、現在国際協力銀行に引き継がれている対中資金協力は、中国国内の資源開発や省エネ・環境対策などを対象としたプロジェクトへの累計承諾額が、1980年以来これまでで2兆3,000億円を上回る。

環境協力

2012年11月の第18回党大会で「生態文明の建設」が党規約に明記されるなど、環境保護への取り組みは中国政府の最重要課題となっている。十二五計画で強調された「グリーン経済」推進の主要アクターは産業界・企業であり、JICAの環境協力においても企業との連携を重視している。例えば、日中友好環境保全センターと実施中のプロジェクトでは、廃棄物系の環境産業育成を担うエコタウン整備のガイドラインを取り纏め、日本の技術・ノウハウの中国市場での適用可能性を分析し中国政府に提言した。住宅都市農村建設部と実施中のプロジェクトでは、日本の自治体・企業に蓄積された下水高度処理技術を活用した技術指針を作成し、中国全土での成果普及を図っている。国家发展改革委員会と実施中のプロジェクトでは、国家レベルの廃棄物循環利用政策・法律整備に協力している。

法制度整備協力

中国は特に2001年のWTO加盟以来、日本や欧米の経験に学びながら、国際水準と調和する法制度の整備や法執行能力の向上を強化している。他方で、本白書中の建議にもあるように、外資企業からは様々な分野で法制度整備とその効率的・合理的運用を求める声がある。JICAの法制度整備協力は、中国の市場経済の発展及び日系企業を含む外資企業の投資環境整備の双方にメリットがある。「企業法・経済法プロジェクト」では会社法改正、独占禁止法制定に貢献し、現在は「独禁法立法及び執行プロジェクト」を通じ執行機関の人材を育成している。

「民事訴訟法及び民事関連法研修」では、権利侵害責任法制定、涉外民事関係法律適用法制定、民事訴訟法改正に貢献し、現在は消費者権益保護法改正に協力している。またこれら法律の制定・改正の際に中国や日本で開催している公開セミナーは、中国政府と日系企業の情報交

換や人脈形成の場ともなっている。

日本企業の対中ビジネス見通しについて

企業活動のグローバル化が進展する中、日本企業の対中ビジネスは年々拡大をしてきた。今後の見通しにつき分析する。

対中投資の日本企業の存在感

前述の通り2012年の対中直接投資額は1,117億ドルに留まり、前年に比べて3.7%減少したが、日本からの投資額は、前年比16.3%増の73.8億ドルで、中国の受け入れ総額の6.6%を占めた。米国の31.3億ドル（同4.5%増）と比較しても、日本企業が対中投資で果たす役割は大きい。国別でみると第1位である。

中国は有望度で一貫して第1位

日本企業の海外投資動向を把握する上で、国際協力銀行が毎年実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」が一つの参考になる。このアンケート調査において、中期的（今後3年程度）な有望事業展開先国・地域を尋ねる設問では、過去20年以上にわたり、中国が第1位を維持している（図2参照）。この間、第2位以下で国の顔ぶれが入れ替わってきたこととは対照的に、日本企業にとって中国事業の重要性は一貫している。この調査では毎年8月頃に企業から調査票を回収する。昨年は回収後の情勢変化を受けて11月に追加調査を行っているが、中国は中期的な有望度で引き続き第1位となった。

市場としての魅力にシフト

調査結果によると、日本企業が中国を有望と考える理由の上位には、現地マーケットの成長性と現状規模があり、安価な労働力を挙げる割合はここ数年低下傾向にある。産業の集積も有望理由の上位に挙がることから、生産拠点としての位置付けは引き続き重要視されているが、関心は巨大な中国の市場へシフトしていることが読み取れる。他方で課題については、法制の運用が不透明（頻繁な変更等）との指摘が常に上位に位置している点と、労働コストの上昇を指摘する割合が過去数年上昇している点が特徴的である。

なお、中国の市場としての位置付けをこれまで以上に重視し、国内販売を図っていく上で、一部の日本企業は課題に直面している。販売を行うに当たっては中国の市場を十分に把握した上で、中国の国情にあった販売モデル・ルートを構築し、必要なノウハウを蓄積していく必要がある。その際に、代理店などの中国企業パートナーとの連携強化や自社内の中国人スタッ

フの一層の活用などが有効に機能する。日系企業は国内販売強化に向けた各種取り組みを行っている。ただし、これらが有効に機能する背景には、中国独特の商習慣の存在や流通網の不完全さなど、中国市場とグローバルスタンダードとの乖離が影響している側面もあり、今後のより一層の国際化が期待されている。

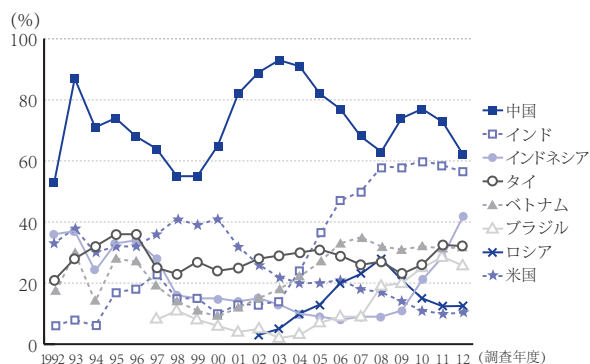
内陸への関心はこれから

更に、中国国内の有望地域を尋ねた結果では、沿海部への期待が依然として高いことが示されている。華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）が生産・販売の両面で第1位の有望地域であり、華南地域（福建省、広東省、海南省）、華北地域（北京市、天津市、河北省、山東省）がこれに続く。沿海部を有望と考える理由は、生産面からみた産業の集積度の高さや、販売面での現状の市場規模と成長性である。内陸や東北地域では、生産面でのメリットを期待する企業が多いものの、沿海部からシフトする動きは、中期的に見ても緩やかとなる傾向が見て取れる。内陸部では労働力の安価さ・豊富さが有望理由に挙がるものの、他国の賃金と比べてどの程度安価なのかという点や、今後格差是正の取り組みが本格化すれば、いつまで安価な賃金が継続するのかという点は、関心事項である。

日本企業が留意する点

中期的有望先として中国が常に第1位であったと言う結果には留意すべき点がある。昨年11月の追加調査では、今後の中国事業の取り組みに、「何らかの見直しが必要とを感じるようになった」という回答と、「方向性は決まっていないが、状況を見極めつつ慎重な対応が必要とを感じるようになった」という回答の合計が、全体の63.3%に達した。日本企業にとり中国事業の重要性は引き続き高いものの、各企業の努力の及ばない事業環境に関連した意識の変化が見て取れた。

図2：中期的有望事業展開先国・地域
得票率の推移

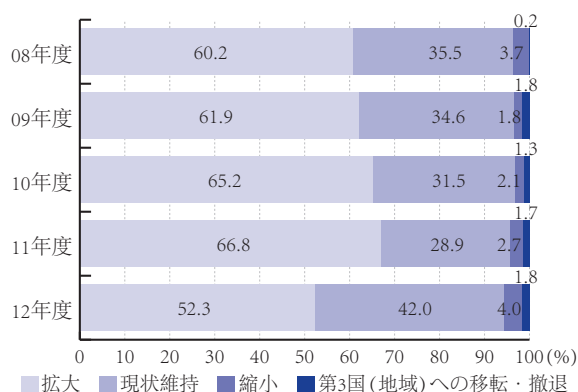


出所：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」2012年12月

ジェトロが中国に進出している日系企業に対して

2012年10～11月において実施したアンケート調査をみてみても、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大する」と回答した企業の割合は52.3%と前年比14.5ポイント低下した（図3参照）。在中国日系企業の間で、事業拡大志向が近年強まる傾向にあったが、12年は現状維持志向が急激に強まる年となった。日中関係の悪化に伴う大規模なデモ等の発生が、企業の回答に影響を及ぼした可能性がある。

図3：今後1～2年の事業展開の方向性
(中国 省市別、営業利益見込み別、設立年別等)



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

ただし、「縮小」もしくは「第3国（地域）へ移転・撤退」と回答した企業の割合はそれぞれ4.0%、1.8%と前年比1.3ポイント、0.1ポイント増加したに止まっている。増加したのは「現状維持」で、前年比13.1ポイント増の42.0%であった。

日中関係の悪化に伴う大規模なデモ等の発生が日本企業の意識に影響を与えた側面も否定できないが、日本企業は現在冷静に状況を分析しているものとみられる。日本企業がこれからも引き続き対中ビジネスに取り組む環境を整備するためには、現時点で、中国側がその意欲を明示し、そのための政策をアピールすることが有効である。

＜建議＞

- ①日中関係の悪化に伴い大規模なデモ等が発生した。外国人が身の危険を感じることがないような安全な社会秩序の維持に努めていただくとともに、デモ等の発生が懸念される際は政府より可能な限り事前に連絡をいただきたい。
- ②デモ等の発生後、一部日系企業の投資財産が毀損されたことは遺憾である。今後このようなことのないよう要望する。

第3章 金融・財政動向

2012年の回顧

2012年の中国経済は、当初は年初に底打ちすると見られていたが、夏頃までは、景気減速が長引く展開となった。こうした中、国務院は、5月に入った後「安定成長をより重要な位置付けとする」との方針を打ち出し、インフラ投資の許認可を加速するなど景気に配慮したマクロ経済政策運営に移行した。金融政策においても、インフレ率が低下する中、中国人民銀行は、6月と7月に預金・貸出基準金利を引き下げるなど、緩和方向に政策スタンスを修正した。また、6月以降は、公開市場操作による資金供給オペを恒常化し、肌理細やかに短期金融市場の流動性を調節した。財政政策では、「構造的な減税政策」の一環としてサービス業にかかる営業税の増値税への変更が、上海市を皮切りに12の省・市で実施に移された。こうした政策効果や在庫調整の進展もあり、中国経済は、第3四半期をボトムに緩やかな景気回復局面に入った。

金融政策

金融政策の動きについて詳しく見ると、2012年の年初はインフレ率が4.5%と高止まる中、「安定した比較的高い経済成長、経済構造調整、インフレ期待の三者の関係を適切に処理する」という中国政府の方針のもと、人民銀行はインフレを警戒しながら、景気の動向を注視するスタンスであった。世界経済の不振により外需の落ち込みが続いたこと等を受けて、5月下旬に、国務院が「安定成長をより重要な位置付けとする」という方針を打ち出すと、人民銀行は6月と7月に連続して預金・貸出基準金利を引き下げ、金融政策を緩和方向に調整した。また、人民銀行は、預金・貸出基準金利を引き下げると同時に、預金金利上限の引上げ（基準金利の1倍→1.1倍）、貸出金利下限の引下げ（基準金利の0.9倍→0.7倍）を実施し、預金貸出金利の自由化が一定程度進むこととなった。

6月からは、人民銀行は、公開市場操作でのリバース・レポ方式による資金供給（国債を売戻条件付で購入し、短期金融市場に資金供給）を開始、短期金融市場の流動性を肌理細やかに調整するようになった。この結果、短期金融市場金利は、秋以降、安定して推移するようになった。

図1：基準金利の推移

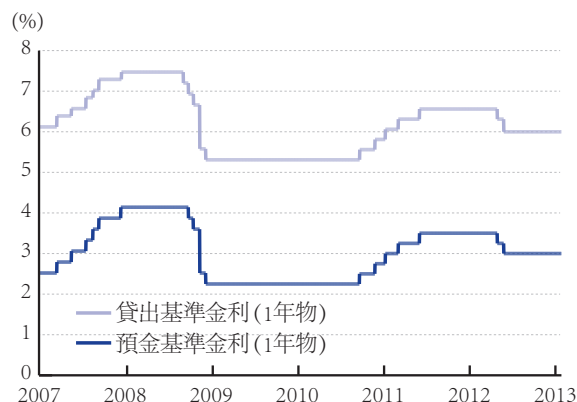
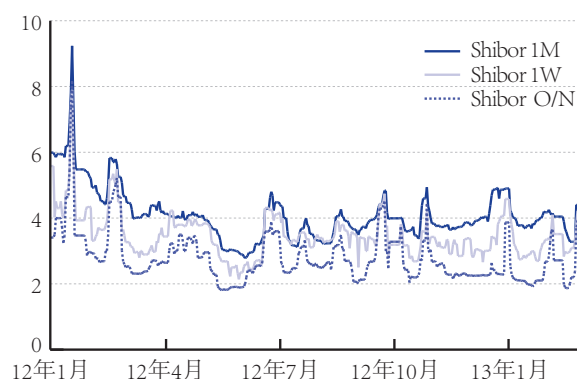


図2：短期金融市場金利の推移



また、2012年は、銀行貸出が増加する以上に、銀行貸出以外のチャネルを通じた資金調達が増大した。銀行貸出以外の資金調達手段を網羅した社会融資総量の2012年増加額15.7兆元（2011年は12.8兆元）の内訳をみると、信託貸出による資金調達が1.0兆元（2011年は0.2兆元）、債券発行による資金調達が2.2兆元（2011年は1.3兆元）まで増加し、銀行貸出の増加額8.2兆元（2011年は7.5兆元）を上回る伸びを示したことが注目される。

注：社会融資総量は、非金融民間部門（企業および個人）が調達した資金を集計したフロー統計。銀行貸出だけではなく、委託貸出、信託貸出、銀行引受為替手形、債券発行、株式発行による資金調達を含む。中国人民銀行は、近年の資金調達形態の多様化に対応するために、2011年から公表を開始。

為替市場については、人民銀行が2012年4月16日に、為替スポット市場における為替レートの対米ドル変動幅を、外貨取引センターが毎朝公表する基準値の0.5%から1.0%に拡大した。2012年の為替市場は、前半は、世界

景気の後退懸念を意識したリスクを回避する動きから、人民元の先安感が徐々に広がり、人民元は元安方向で推移した。年後半は、中国経済の持ち直しを示す経済指標が発表され始めたこと、欧州情勢の鎮静化から国際金融市場においても投資家のリスク選好度が回復したことで、人民元買い圧力が強まり、人民元は為替変動幅の上限値付近で推移した。

図3：社会融資総量の推移

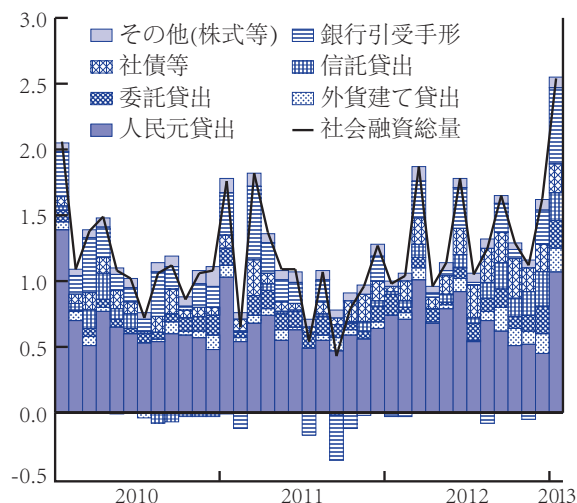


図4：人民元レートの推移



財政政策

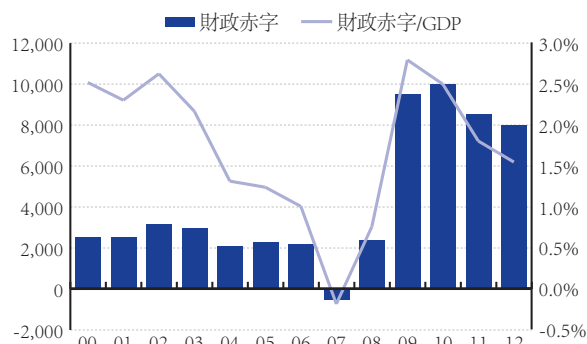
2012年前半は、景気回復の後ずれ等の要因で租税収入が落ち込み、2011年以前ほぼ毎月前年比+10%以上の伸びを示してきた税収の伸びは、2012年の夏には一ケタ台に落ち込んだ。その後、景気回復とともに税収の伸びは回復し、最終的には12兆元と前年比+12.8%の伸びとなった。財政支出は12.8兆元と前年比+15.1%で着地、財政赤字は0.8兆元となった。

なお、財政支出項目別に見ると、住宅保障支出（保障性住宅向け支出の増大）や交通運輸支出（鉄道整備向け支出の増大）で、予算超過の割合が大きくなった。

また、中国政府は、サービス業にかかる営業税の増値税への変更を、上海市を皮切りに12の省・市で実施した。これは、「積極的な財政政策」に基づく「構造的な減税政

策」の一環である。上海では1月から実施されたものの、他の省・市では8月以降に実施に移されたことから、2012年の減税効果は400億元程度に止まり、減税効果が本格的に現れるのは2013年以降と見られる。

図5：財政収支の推移



2013年の展望

中国経済は、2012年第4四半期以降の流れを受け、2013年も、インフラ投資・不動産投資を主体に、緩やかに回復していくとみられる。こうした中、景気回復を適度にサポートするため、中国政府は、引き続き「積極的な財政政策と穏健な金融政策」を継続する方針である。

より仔細に見ると、金融政策については、2013年全国人民代表大会で、M2の目標値が昨年の+14%から+13%に引き下げられた。このことについて、周小川・中国人民銀行行長は、「穏健な貨幣政策の実施を意味する」としたうえで、「一昨年、昨年の実績値（それぞれ+13.6%、+13.8%）と比べて低い数字となっているのは、多少引き締め気味の政策運営といえる」と発言し、景気を刺激するような金融政策を実施しないことを示唆した。

他方、財政政策については、構造的減税政策の影響から財政赤字は、0.8兆元から1.2兆元へ1.5倍に膨らむ見通し。社会保障費が継続的に増加する中、サービス業にかかる営業税の増値税への変更に伴う減税効果が本格的に現れてくると見られている。

以上の見通しに対するリスク要因は、投資の過熱とインフレ懸念である。本年は地方政府のトップが交代した後の最初の1年にあたる。地方政府が経済成長を押し上げるため投資を活発化させ、投資が過熱する可能性がある。また、物価も、食品価格の上昇や賃金の上昇の影響から政府目標（3.5%以内）を超えて上昇する可能性は存在する。年後半、これらリスク要因が顕現化した場合は、人民銀行が金融引締めへ転じ、経済成長が減速することも考え得る。従って、本年は、投資過熱やインフレを招かない範囲で安定した経済成長で推移させることができるかが、財政金融政策の重要テーマとなろう。

第4章 貿易・通関上の問題点

2012年の中国の貿易総額は、前年比6.2%増の3兆8,668億ドルと過去最高を更新した。しかし、伸び率は1ケタに止まり、当初目標の「10%前後」は達成できなかった。欧州債務危機の各国経済への影響等が背景にある。輸出は同7.9%増の2兆489億ドル、輸入は同4.3%増の1兆8,178億ドルで、輸出の伸びが輸入を上回った結果、貿易黒字は同48.1%増の2,311億ドルと3年連続の縮小からプラスに転じた。

日中貿易はリーマンショックの影響を受け09年に減少に転じた以外は、近年順調に増加を続け11年に過去最高を記録していたが、12年は減少に転じた。財務省貿易統計（円ベース、輸出は確報値、輸入は速報値）をジェトロがドル建て換算したところ、12年の日中貿易は総額3,336億6,442万ドルで前年比3.3%減となった。対中輸出が1,447億944万ドル（10.4%減）、輸入が1,889億5,498万ドル（3.0%増）で、貿易収支は日本側の442億4,553万ドルの赤字となった。日中貿易額は微減となったものの、日本の貿易相手国として中国が07年に米国を抜いて以降、1位となっている構図に変わりはない。

中国の統計（注1）では、11年末の在中国日系企業数は2万2,790社と2万社を超えている。対中投資額も2011年は前年比49.6%増の63億ドルと急増。2012年は全体の投資受け入れが同3.7%減となるなか、同16.3%増と05年の金額を抜いて過去最高（74億ドル）を記録した。中国での競争力強化と内需深耕に向け、統括会社設置や能力増強投資など大手企業を中心に本格的な体制整備の動きが相次いでいる。日本の対中投資は香港、台湾といった華僑系を除くと累計、単年度ともにどの国・地域よりも多く、日本企業が中国に生産拠点を設置し、輸出および国内販売に経営資源を傾斜していることが分かる。長年にわたり中国で事業展開を行っている日系企業にとって、中国との連携は不可欠となっている。

中国政府はWTO加盟後、貿易について、制度面の効率化、透明度、サービスの向上など、各種の努力を行っており、以前に比べると環境は大きく改善している。しかしながら、日系企業からは2012年白書に続き「通関等諸手続きが煩雑」、「通関に時間を要する」、「通達・規則内容の周知徹底が不十分」などの改善要望が挙げられており、更なる法制度整備および運用統一化を期待する声が多い。

ジェトロが在中国日系企業に行った調査（注2）でも、回答した企業（854社）の43.5%が「通関等諸手続きが煩雑」を経営上の問題点として挙げており、未だ改善を要すべき点も多い状況にある。

注1：「中国貿易外経統計年鑑2012」

注2：「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2012年度調査）」。調査時期は2012年10～11月。

貿易・通関における具体的問題点

法制度・運用の不透明性

中国には通関拠点数が4,000近くある。これだけ多くの拠点があるためか、依然として各税関において法制度やHSコードの解釈に違いがみられるなどの問題が発生している。貿易関連制度の変更が多いこともあり、税関の窓口が十分な対応ができず、輸出入手続きにおいて混乱を招くケースが多発している。一部企業からは税関間のコミュニケーションが図られるようになったなど改善を指摘する声もあったが、引き続き同一商品が通関担当者によって異なるHSコード区分と判定され、関税や輸出還付税率が異なるケースが発生している。また保税区内における税還付、外貨支払いも地域間で運用が異なることが多い。

2012年白書に続き、通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示および具体的な実施方法の周知徹底を再度お願いしたい。また、税関による通関許可とCIQによる許可が連動していないケースも多々発生している。このような事態が発生しないよう、制度運用の透明性と省庁間の情報共有の向上を要望したい。

通関手続きの複雑（煩雑）性

中国政府は通関の効率化やサービス向上のため、各種努力を行っており、以前に比べると状況は大きく改善している。しかしながら、商品輸入時のHSコードの取得に多大な時間を要するケースや、税関での保税原材料の輸出入管理（手冊管理）が煩雑かつ画一的などの問題が存在する。HSコードの事前教示制度については、手続きが複雑であるとの声もある。また、保税区・輸出加工区・保税物流園區・

保税港区などの各保税区の税関システムが連動・連携をしていない点への不満もよせられている。異なる機能を有する保税区間のシステムが統一されていないとの指摘である。各保税区における検査料が異なるとの指摘もある。

その他、中古生産機械および設備に関する輸入手続きが煩雑で、中国側での機械設備に対する査定基準が不明確であるとの指摘がある。また、依然として分公司は法人格が認められておらず、分公司名義で通関ができない状況も続いている。そのため本社名義での通関書類作成、捺印などが必要となっており、手続きが煩雑で、時間を必要としている。貿易は外資系企業にとって頻繁に発生する日常業務であり、制度の緩和を改めて要望したい。そういう意味で、輸出入通関のペーパーレス化が進められている点は評価できる。ただし、輸出だけ、または航空貨物だけなど税関によりペーパーレス通関が出来る範囲が限られている状況にあり、将来的に輸出入全ての申告においてペーパーレス通関が出来るようにしてもらいたい。

＜建議＞

- ① 通関に伴う規制・制度の変更を実施する場合は、十分な準備期間を確保するとともに、文書で事前に税関ホームページに掲載するなど情報開示時期および具体的実施方法について配慮してもらいたい。
- ② 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈も、地域や担当者により異なる。全国統一的運用の指示を要望したい。HS番号の事前教示制度につき、全国で統一的に実施し、企業が活用しやすいよう手続きの簡素化を望む。
- ③ 輸出入通関のペーパーレス化が進められているが、現時点で利用可能な範囲が限られている。範囲を拡大し将来的には全ての地域で、ペーパーレス通関ができるようにしてもらいたい。
- ④ 危険品に関しては、数多くの法令が公布されており所管機関も多い。かつ実施細則の制定がないなど、各地のCIQが対応に苦慮している。運用の明確化を要望したい。
- ⑤ 暗号管理条例において現在禁止されている海外製の暗号製品の輸入・販売の許可を要望したい。
- ⑥ 輸出増値税の還付申請期間延長を要望したい。業務量が多い企業にとって、現状の90日間規制は対応が難しい。荷量が多く且つ遠隔地へ大量に輸出する企業に対しては、申告期間を120～150日に延長していただきたい。
- ⑦ 生産機械の中古品の輸入手続きが煩雑であり、関税も高い。改善を要望したい。
- ⑧ 分公司名義（分公司印）での通関を認めて貰いたい。
- ⑨ 企業が単独で開催する展示会用の一時輸入品について、ATAカルネの使用を認めていただきたい。
- ⑩ 保税區・輸出加工區・保税物流園區・保税港區などの各保税地域の税関システムが完全に連動・連携するようにしていただきたい。また、各保税地域における検査料が異なることがあるため、統一し明示していただきたい。
- ⑪ 中国の子会社が日本の親会社から輸入する部材価格に、親会社に支払っている製造技術ライセンスのロイヤルティを加算するケースがある。製造技術ライセンスは輸入部材ではなく、完成品製造に関するものであり、国際標準に従った関税評価ルールの運用徹底を要望したい。また手続きに多大な時間を要するため、簡素化を要望したい。
- ⑫ サービス貿易などの対外送金において、税務証明取得の3万ドル基準がある。送金手続きが煩雑になっているため、同基準の撤廃、もしくは基準の引き上げを要望したい。
- ⑬ 税関のシステムトラブルの影響で、輸出入通関が停止または大幅に遅延する場合がある。物流企業や荷主企業に不必要なコスト負担や生産活動への影響があるため、トラブルに対するバックアップなど、正常な通関業務の維持に向けた体制の構築を要望したい。
- ⑭ 情報技術協定(ITA)は、IT製品の関税を撤廃することにより世界経済の成長に大きな役割を果たしてきたが、協定発効以来16年が経過しさまざまな面で見直す必要性が高まっている。このため、技術進歩を踏まえたITA製品の対象の拡大や定期的なメンテナンスのメカニズム構築、加盟国の拡大に関し早急に交渉を開始すべきと考える。中国政府が、世界経済における主要国として、ITA拡大の趣旨に賛同し、積極的に交渉に参加していくことを強く要望する。
- ⑮ 日中韓FTA（自由貿易協定）の早期締結について、日中韓3カ国は交渉を加速化し、早期にFTAを締結することを要望する。

第5章 税務・会計上の問題点

2012年度の中国の税収は初めて10兆元を越える水準になった。しかし、税収の伸び率は対前年比12%増と、ここ数年続いた20%台から落ち込む結果となった。こうした背景から、中国税務当局は税収確保のため納税者への徴税管理強化を行っており、進出日系企業に大きな影響を及ぼしている。税制改正では、2012年1月から上海を発端として増値税改革が段階的に各地で行われているが、増値税發票を入手できないなど企業の事業運営に支障を来たすケースも聞かれる。

税務上の問題点

制度運用上の問題点

中国における税務および税法通達の実務上の運用にあたっては、税務当局の担当官によって意思決定がなされることがある。そのため、税務当局の運用には地域差があったり、窓口担当者によって対応が異なるケースが発生している。納税者の立場としては、税務問題について全国の税務当局が共通した見解を持った上で統一性のある運用を行うことを引き続き希望する。また、取引によっては納税者が税務当局のみならず、商務部門や外貨管理局等の同意を経なければならないこともあるが、政府機関の間で連携がなされないために納税者の負担が増すことがある。そのため、各政府機関が異なる対応をとる際には調整を行うよう政府機関間の連携を要望する。

現状の税収管理の通達上、税務当局の課税判定に不服がある場合、納税者に対する中国での救済措置として最高人民法院への不服申立が認められている。一方で実務上は、課税判定を受けた税額を一旦、税務当局に納税しないと不服申立ができないとともに、実際に外資系企業が最高人民法院に不服申立をしても最終的に望ましい判断が得られるかについて不安を拭い去ることができない等の理由から、当該救済制度は実務上定着していない。また、移転価格調査等、国を跨いだ取引に関する課税の救済措置としては、二国間の税務当局による話し合いであ

る相互協議が挙げられ、日中間では定期的に日中税務局による相互協議が開催されている。しかしながら、相互協議に委ねて問題解決するには相当な時間を要することから、こちらも納税者にとって十分に有用な救済措置になっていない。そのため、納税者の権益が実質的に保護されるような救済措置の運用が望まれる。また、投資性会社の設立が増加していることから、中国において多数の子会社を有し、企業グループとして経営活動をおこなう企業が増えており、そのような納税者からは連結納税制度の導入を期待する声も少なくない。

流通税（増値税・営業税）

2012年1月に上海から開始された営業税から増値税への移行改革が段階的に各地で行われている。本改革実施は、流通税の二重課税の解消、現代サービス業の発展、将来的に貨物販売と役務提供に適用される税目の統一を目指している。日本の消費税にあたる付加価値税が中国では営業税と増値税の2つの税目に分かれて煩雑であるため、今回の改革を歓迎する声が日系企業からは聞かれる。一方で、改革が開始されたエリアでは増値税の適用にあたり、戸惑いの声も多く聞かれた。中には、新たな増値税發票を税務当局から入手できず、事業運営に大きな影響を来たすケースも発生している。また、海外向けサービスの増値税のゼロ税率及び免税措置の適用は地域により取扱いに差異が見受けられる。今後、更なる通達を公布した上で運用・申請手続を明確にするとともに、企業の事業運営に支障が出ないよう税務当局の柔軟な対応を要望する。

所得税（企業所得税・個人所得税）

2010年以降、駐在員事務所管理強化にかかる通達が相次いで公布され、租税条約にて恒久的施設（PE）とされない活動を除いて、原則駐在員事務所には企業所得税を課税するとの方針が明示された。しかし、細則規定が公布されていないこともあって運用が不明確であり、事務所運営上不安定な状態が続いている。また、純粹に本社との連絡業務及び補

助業務のみを実施している駐在員事務所に対しても経費課税を強いるといった問題も存在する。

また、多くの子会社を設立した日系企業の中には、重複した機能を統一して事業の効率的な運営を図るため、合併や分公司化、若しくは傘型会社を利用した持分出資を検討するケースが増えている。持分譲渡を進めるにあたっては、課税繰延となる特殊税務処理が組織再編税制にて規定されているが、適用要件を満たしていても税務当局から認可を受けられずに再編が遅々として進まないケースもあるため、税務当局には規定に基づいた迅速な対応が期待される。

個人所得税では、海外（日本）で支払った社会保険料の会社負担分について中国で課税する動きがある。過去の免税にかかる通達が2011年1月に廃止され、実際に出向者の課税所得に含めるよう税務当局から指導を受けたケースも出てきており企業は対応に苦慮している。会社負担の社会保険料は日本国内では個人所得税の課税対象になっておらず、社会保険への課税は企業及び納税者に対して過大な負担となることから、従来通り非課税措置の明確化が望まれる。

移転価格税制

一定の関連者間取引規模を有する企業などに対して、移転価格文書作成を課すルールが2008年度から導入されている。移転価格文書は自社の関連者間取引の価格設定が独立企業原則に基づくものであることを税務局に説明する材料になるため、移転価格課税リスクを低減させるものである。しかし、移転価格調査では企業の機能及びリスク、業界動向等を十分に考慮せずに税務当局が高い利益率を追求するケースも散見される。また、資料提出要求にかかる期限が短く、十分な説明資料を準備できないこともある。さらに、地域によっては企業が低利益率（若しくは赤字）を計上していると、所轄の税務当局が正式な移転価格調査を経ずに企業に自主調整を促す事例も出ている。そのため、利益率のみで追徴課税の判断根拠とするのではなく、企業の個別事情を十分に考慮した上で全国で統一して移転価格税制を運用することが期待される。

恒久的施設（PE）課税

中国各地でPE課税の認定における税務問題が頻発している。1つ目は、日本をはじめとする海外からの出張者に対するPE認定である。日本からの技術移転に伴う中国への長期出張者に対して、コンサル

タント役務およびプロジェクト管理期間の定義をめぐって企業と税務当局の間に見解の相違があり、結果としてPE課税される事例が発生しており、技術移転の阻害要因となる可能性がある。2つ目は、国外本社からの派遣駐在員に対するPE認定である。駐在員給与の一部を本社にて一時的に立て替えて中国子会社に請求する場合、当該立替金の送金を実施するにあたり、一定金額を超えると税務証明の発行が必要とされる。しかし、PE課税を受けた上で納税しないと税務証明が発行されない事態が生じており、送金に支障を来すケースが見られる。駐在員の人件費の立替送金が滞りなくできるよう、企業活動の実態に基づいた税務当局の対応が望まれる。

会計上の問題点

会計において注目される問題として、中国新企業会計準則（以下、新準則）の動向があり、これは、次の2つの観点から注目されている。第一に、グローバルな会計基準の方向性として国際財務報告基準（以下、IFRS）への統一が模索される中、経済大国としての中国がどのような方針を持ってIFRS統一の動きに対応しているか、第二に、中国における会計基準の動向が、在中国日系企業にどのような影響を与えるか、という点である。

新準則とIFRSの関係

現行の新準則は、2006年に公表され2007年以降、すべての中国証券市場上場会社が新準則を採用し財務諸表を公表している。新準則は、2006年当時のIFRSを参考に作成された会計基準であり、その後のIFRSの改正に伴い新準則本文は修正されていないものの、財政部の指導指針である「企業会計準則講解」等により実質的なアップデートがなされてきた。また、IFRSの改正が大きいものについては、現在、新準則本文の追加、修正作業が進行中であり、それには、「連結財務諸表（新準則第33号）」、「金融商品の表示（新準則第37号）」の改正や、「共同支配の取決め（IFRS第11号）」、「公正価値測定（IFRS第13号）」の新規追加があり、2012年末現在、公開草案が公表されている。

経済大国として成長著しい中国の会計基準がIFRSをどのように取り込むかについては、世界におけるIFRS統一の動きに大きな影響を与えると考えられており、その動向が注視されている。これについては、中国財政部が2010年に「中国企業会計準則のロードマップ」において表明しているとおり、中

国ではIFRSを直接採用（アドプション）することはせず、新準則にIFRSの内容を取り込み同等性を維持するコンバージェンス（中国語原文では「趨同」）を採用するとしている。中国政府としては、自国の会計基準をIFRSに委ねることを望まず、むしろ、新準則を世界に容認させようとする動きが強化されているように見られる。その動きの代表的なものとして、従来、香港証券市場では実質的にIFRSと同じ香港会計基準のみが会計基準として認められてきたが、2010年末以降、中国国内企業については、新準則による開示が認められるように制度改正された点などに現れている。

中国における日系企業に与える影響

中国における日系企業は中国では非上場企業であるため、従来、新準則の適用は強制されず、多くの日系企業は旧企業会計準則（以下、旧準則）を採用してきた。しかしながら、近年、各地財政当局の指導により、非上場企業である大中規模企業に対しても新準則の適用が強制されている地域が増えており、これに伴い日系企業においても新準則を採用している会社が増えている。現在、新準則適用が実施または予定されている地域は、広東省、福建省、湖北省、上海市、青島市、遼寧省、吉林省などであるが、第十二次五カ年計画（2011～2015年）において「新準則体系の全面実施」が提唱されており、2015年までに新準則の強制適用の動きが全国範囲に及ぶことも予想される。したがって、現在、まだ旧準則を採用している日系企業も早晚、新準則の適用が強制されると予想されるため、その準備をおこなうことが望ましいと考える。尚、新準則の適用が要求されているのは主に大中規模企業であり、小規模企業については簡便な会計処理が採用されている新小企業会計準則の適用も認められている。

新準則と旧準則における重要な相違点として、次の点が上げられる。(1)旧準則では連結財務諸表の作成は強制されていないが、新準則では子会社があれば連結財務諸表の作成が強制される、(2)旧準則では税効果会計は任意適用であったが、新準則では強制される、(3)旧準則では金融商品会計の考え方はなかったが、新準則ではIFRSとほぼ同様の金融商品会計の考え方が採用されている、(4)旧準則では曖昧であった減損会計について、新準則では明確に定められている、(5)旧準則に比べ新準則では財務諸表及び注記の記載内容が著しく増加し、実務担当者の負担が増える、などである。

尚、新準則適用に際しての連結財務諸表の作成の

要否については、現行新準則では例外なく作成が義務づけられているが、現在公表されている「連結財務諸表（新準則第33号）」改正草案では一定の免除規定が導入されており、当該免除規定が草案のまま採用されれば、子会社を持つ日系企業、とくに投資性会社の決算上の実務負担は大きく軽減できる見通しである。

<建議>

- ① 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、窓口裁量権限を可能な限り少なくする税務対応を要望する。
- ② 行政上の対応にて各地方の政府機関間での連携がなく、審査基準も統一されておらず進出企業の負担となることが多々あるため改善を望みたい。
- ③ 税務調整の場面においては、納税者にとって十分に利用可能な不服申し立て（相互協議を含む）の機会を創出するとともに、円滑に遂行するために税務当局における人員強化を要望する。各種税務通達の公布に対しては税務解釈の余地を少なくする詳細な規定をタイムリーに公布することを希望する。
- ④ 日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得税を課税する動きがある。もし当該課税が実行されることになれば、納税者に対して手続面およびコスト面で過大な負担となるため、これまで通り非課税となることを明確にすることを要望する。
- ⑤ 移転価格調査段階では利益率ありきの硬直的対応でなく、個別企業の機能とリスクおよび業界の個別事情を考慮した上で課税根拠を明確に示すことを税務当局に要望する。税務当局から税前利益を増やすよう自主調整を促されるケースも地域によって発生しており、統一感のある調査の執行を希望する。
- ⑥ 本社からの派遣駐在員および出張者に対し、不当にPEの嫌疑をかけることなく、企業の申請に基づき速やかに海外送金を実現する対応が望まれる。また、コンサル

ティング契約期間が半年を超える場合、出張者の実際の滞在日数に関わらず、送金にて源泉企業所得税と個人所得税の納税義務が生じるケースがあり、日中租税条約でのPEの定義の明確化を要望する。

- ⑦ 現在の制度では課税再審査請求は独立した機関に対して申し立てるのではなく、対応する税務局のひとつ上の行政レベルの税務局に申し立てることになっている。またそれとともにその審査体制が不明確であり、現状の不服申し立て制度を納税者が利用することが困難である。今後、納税者に過度の負担にならない再審査請求ができるように改善してほしい。
- ⑧ 外債借入については短期外債についても発生額での管理が求められている。また人民元短期運転資金については、通常の借換えについても申請手続が厳格である。さらに、外貨建て資本金の人民元転については実需原則に基づくものしか認められていない。企業の資金需要を満たせるよう、資金運用制度の柔軟な対応が望まれる。
- ⑨ 海外からの人民元投資が認可されるなど一部規制緩和が見られるものの、外資企業は原則として外貨建資本金を人民元転して中国国内へ再投資することはできず、外資企業が国内再投資を行う上でのハードルが極めて高い。一層の規制緩和により、再投資のハードルを下げることを要望する。
- ⑩ 地方当局により保税區および保税物品に対する理解と運用が異なっている場合がある。今後、全中国における保税區企業および保税物品に対する税務および税関管理を統一頂きたい。
- ⑪ 営業税から増値税への改革が段階的に各地で実施されているが、通達は依然として曖昧な部分があり、地方税務局の判断に委ねざるをえない状況がある。また改革後、税務当局に問い合わせを入れても発票が入手出来ないケースも生じており、通達の更なる明確化と柔軟な運用が望まれる。
- ⑫ 現在グローバルでIFRS対応への移行が検討されいるなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できた

り、連結決算制度を導入するといった中国企業会計制度の柔軟な対応が望まれる。

- ⑬ 新しい企業会計準則への移行措置が各地で異なっており、今後義務化するにあたっては事前準備期間を考慮した全国一律対応が望まれる。また、当該準則は2012年4月に欧州委員会によりIFRSと同等と認められたがまだ差異があり、一層のコンバージェンスへの取り組みを要望する。

第6章 労務上の問題点

2012年における労働紛争の基本状況

2012年は、『労働契約法』が施行5年目にあたる。労働紛争の状況について述べると、2012年前半において、各級仲裁機関では前年同期比12.6%増の紛争案件30.6万件を受理立件しており、19.7%増の41.9万人の労働者が関わっているほか、10.9%増の合計28.4万件が当期に結審している。

また、2012年9月には全国各地でデモ、ストライキが発生し、企業の正常な経営に大きな影響を与えた。労働管理の問題は、今後も企業の管理者にとって避けられない重要な課題である。

2012年に公布、施行された 主要政策及び行政措置

『労働契約法』の改正

『労働契約法』が2008年に施行されてから、実務においてその多くの規定が論議されている。主な議論のひとつは、労務派遣の問題である。労務派遣について言えば、2012年12月に全国人民代表大会常務委員会は『労働契約法』の改正を決定した。主な改正内容は次のとおり。

労務派遣機関の設立条件の引上げ

労務派遣機関の設立条件について、改正前は登録資本が50万円を下回ってはならないとされていたに過ぎないが、改正後は次のとおり規定された。「（一）登録資本金は、200万円を下回らないこと、（二）業務を行うに適した固定された経営場所及び施設を有すること、（三）法律、行政法規に規定された労務派遣管理制度を構築していること」。また、「労務派遣業務を經營する場合には、労働行政部門にて法により行政許可を申請しなければならない」ことも明確に規定された。

同工同酬規定の具体化

改正前は同工同酬（同一労働同一賃金）に触れられていなかったが、改正後、労働派遣者には使用者の同類の職位にある労働者と同じ労働報酬分配方法を適用する旨、明確に規定された。

「臨時的、代替的、補助的」職位の意味の明確化

改正前は業務職位の「臨時的」、「代替的」、「補助的」に関して明確な規定はなかった。改正後、「臨時的業務職位」とは、継続的に勤務する期間が6カ月を超えない職位を、「補助的業務職位」とは、主要業務を行う職位にサービスを提供する非主要業務を担当する職位を、「代替的業務職位」とは、派遣先の労働者が休職して研修を受けたり、休暇を取得するなどの理由で勤務できない一定の期間に他の労働者が代替可能な業務を行う職位を指すことを明確に規定した。また、使用者による労務派遣制度の濫用防止のため、労務派遣による雇用者数を割合により制御し、どの企業も労務派遣による雇用の範囲と割合をみだりに拡大できないようになっている。

許可なく労務派遣を經營した場合の処罰規定の追加

許可なく労務派遣を經營した場合の処罰について、改正前は明確な規定はなかったが、改正後、「違法所得を没収し、なお且つ違法所得の1倍以上5倍以下の科料に処す。違法所得がない場合、5万元以下の科料に処すことができる」などの内容が規定された。

労務派遣規定に違反した場合の処罰の改正

労務派遣機関が規定に違反した場合の処罰について、改正前には、「関連主管部門は是正を命じ、事案が深刻な場合、一人当たり1,000元以上5,000元以下の基準で科料を科し、かつ工商行政管理部門が営業許可証を取り消す」と規定されていたが、改正後、「労働行政部門より期限を定めて是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合は、一人当たり5,000元以上1万元以下の基準で科料を科し、労務派遣機関に対しては、その労務派遣業務經營許可証を取り消す」とされた。

『労働紛争案件の審理に適用する法律に関する若干問題 についての法律最高人民法院の解釈（4）』の施行

『労働紛争案件の審理に適用する法律に関する若干問題についての法律最高人民法院の解釈（4）』（以下「司法解釈（4）」という）は2012年12月31日に最高人民法院審判委員会の審議を通過し、2013年1月18日に公布され、2013年2月1日より施行されている。主な内容は次のとおりとなっている。

訴訟プロセスと仲裁プロセスの関連付け

労働紛争案件の処理は、一般に「調停、仲裁、訴訟」を結びつけた紛争解決メカニズムに従う。このため、労働紛争訴訟プロセスと仲裁プロセスを効果的に結びつけ、司法裁判の全般的な効率を発揮させ、当事者の訴訟コストを効果的に抑制できるようになっている。そこで、司法解釈(4)は労働紛争仲裁委員会が管轄権がないことを理由に受理しない労働紛争案件などの処理について規定した。

仲裁裁決書に裁決類型が明記されない場合の処理方法

裁決類型（一裁終局かどうか）を明記している場合、人民法院は裁決類型について実質評価をする必要はなく、裁決書に明記される類型については形式的な処理をするだけでよい。裁決類型の記載がなく、使用者が当該裁決を不服として基層法院に訴えた場合、基層法院が形式審査により裁決類型を決定し、さらに相応の管轄権をもつ法院を確定する。

分割、合併、異動などにおける経済補償金年数の計算方法

使用者の業務上の理由で、労働者がある使用者から別の使用者に移動する場合、司法解釈(4)の規定に基づいて、労働者と原使用者の労働契約は終了し、新しい使用者にて再度労働契約を締結することが求められ、労働者の原使用者での勤続年数は新使用者での勤続年数と合算される。

競業禁止合意に経済補償が約定されない場合の対応方法

司法解釈(4)によると、使用者と労働者が競業禁止について定めたものの、経済補償について定めていない場合、競業禁止合意が有効であることが認められることを前提に、使用者に経済補償を支払う責任を負うよう命じる。また、経済補償の計算基準については、労働者の労働契約を解除する前の1年間の月平均賃金の30%かつ当地最低賃金基準を下回らないことにより、計算参照の依拠とするとした。

労働者又は使用者が労働契約を違法に解除した場合の競業禁止合意の効力

司法解釈(4)によれば、使用者と労働者のいずれであれ労働契約を違法に解除した場合も、競業禁止に関する約定は失効しない。

競業禁止及び経済補償について定めたものの、使用者が経済補償を支払わない場合における、労働者による競業禁止義務履行の要否

司法解釈(4)では労働者の解除権を明確にしており、労働契約に競業制限及び経済補償を定めた場合において、労働契約が解除又は終了した後、使用者の理由により経済補償が3カ月支払われないときには、労働者は競業制限の解除を請求できる。

競業禁止期間内に使用者が競業禁止合意の解除を求めた場合の対応方法

司法解釈(4)では使用者の解除権を明確にし、労働者

の利益保護のため、労働者が使用者に対して競業禁止に関する経済補償を3カ月分の追加して請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならないとした。

口頭で労働契約を変更した場合の効力

口頭で変更した労働契約を実際に1カ月以上履行し、かつ変更した労働契約の内容が法律、行政法規、国の政策及び公序良俗に違反しない場合、変更した当該労働契約は有効となる。

使用者が労働組合に通知せず労働契約を解除した場合の賠償金の支払い

司法解釈(4)は、使用者が事前に労働組合に通知せず労働契約を解除した場合、労働者に賠償金を支払わなければならない旨明確にしている。しかし、使用者に是正の機会も与えており、使用者が合理的な方法により関係する手続きを補足し、労働組合に通知してその意見を聞き取れば、賠償金を支払う責任を負わなくてもよいとされた。

外国人と使用者との労働関係の確定

司法解釈(4)では、外国人が「外国人就業証」などの証書を取得せずに、使用者と労働関係を結んではならないことを明確にした。

その他労働分野に関係する法律、法規

2011年5月1日に『刑法改正案(8)』が施行され、労働報酬の支払いを拒絶する罪が追加された。しかしながら、労働報酬の支払いを拒絶する罪に関する一部の定義や概念は明確にされていない。2013年1月22日に最高人民法院は、『労働報酬の支払いを拒絶する刑事案件の審理における法律適用に関する若干意見の問題についての解釈』を公布した。同解釈は「労働者の労働報酬」、「政府関連部門に支払いを命じられながら支払わない」などの用語を明確にしたほか、「金額が比較的大きい」、「深刻な結果をもたらした」基準を確定した。

2013年の展望

外国人による社会保険加入制度の整備

外国人の社会保険脱退手続きについて具体的な規定は打ち出されておらず、早期公布が望まれる。また、主管機関の間合窓口でも回答が様々であり、正確な解答が得られるように十分に宣伝、徹底させるほか、窓口担当者に対して十分な研修を行なって欲しい。外国駐在員が社会保険への加入を個人で選択できるようにして欲しい。また、生育保険は外国人に不要な場合が多いため、同制度の再検討を要望する。

就業許可、居留許可手続きにおける健康診断基準の統一

地域により健康診断の場所（中国又は日本）、健康診断項目、診断基準などに対する要件、規定が異なり、外国人

にとって対応が困難である。日本の指定病院が発行した健康診断の結果が否定され、中国で再度健康診断を受けなければならないこともあり、就業許可、居留許可の申請時に必要な健康診断の基準について統一、明確にされることを要望する。

労働者の業務職位の調整に伴う 賃金待遇の調整の明確化

『労働契約法』では、使用者と労働者の合意により労働契約に定める内容を変更できる旨、規定している。企業は、業務調整又は従業員の勤務態度などの理由により従業員の業務職位及び賃金待遇を調整することがある。しかしながら、実務において労働者が調整に同意しないと企業の対応も難しい。このため、同内容の明確化を求めたい。

<建議>

① 社会保障

- ・ 社会保険に加入した外国人の社会保険脱退手続きを早く発表し、運用できるように要望したい。また、外国人駐在員の社会保険加入の自由選択を引き続き要望したい。
- ・ 社会保険の負担については、あまりにも制度導入が急で、かつ細則、期限も不明確であったため、企業によっては延滞税を払うところもある。導入に際し、制度の周知徹底を図ると共に、窓口ごとに異なった対応とならないよう担当者に対して十分な研修をさせて欲しい。国外で加入している社会保険と重複する内容が極めて多く、不用と思われる項目が多い（生育保険などは最たるもの）。企業にとって当初予算に含めていないコスト増となっている。外国人の社会保険の制度について制度の再見直しを検討していただきたい。
- ・ 生育保険について、勤続1年未満の社員対応の企業負担の見直しをお願いしたい。

② 居留許可

- ・ 就業許可と居留許可の有効期限：都市によって、短ければ1年、長ければ3年で発行されているのが現状。1年毎の更新では仕事に支障が出るため、全国統一した長期ビザ発行の可能性をぜひ検討願いたい。
- ・ 複数年有効ビザの給付をお願いしたい。
- ・ 就業許可・居留許可取得のための健康診断の受診について、受診要領の統一化・明確化を

希望する。現状は健康診断の受診要領が中国全国で統一されていない。地域により受診場所（日本または中国）、受診項目、判断基準などが異なり、対応が困難。日本の指定病院で受診した結果が却下され、中国で再受診させられるケースもある。受診要領の統一及び明確化を要望する。

- ・ 就業許可の取得の過程で日本での過去の雇用主からの就業期間や職務内容を証明する書類の提出が求められる。しかし突然1～2年ほど前から北京人力資源社会保障労働局内部で「日本の会社の正式な印鑑は、角印だけである。丸印は認められない」という認識をもってしまったようだ。実際には角印をそもそも使用していない日本の会社もあるが、それを説明しても通じない。その結果、日本からの就業証明書類を突き返されてしまい、就業を断念せざるを得ないケースが発生している。この誤解を是非とも解いていただきたい。
- ・ また、印鑑の種類のみならず、日本での過去の雇用主からの就業期間や職務内容を証明する書類に関して、企業の代表印を捺印された書類のみが認められ、人事部長印の捺印された書類では認められないというケースもある。しかし、現実には、過去の一従業員のために大手企業から代表印を捺印した書類を入手できないケースが多い。この点について是非とも解釈を広くしていただきたい。

③ 賃金体制

- ・ 最低賃金上昇について：CPIを大幅に上回る最低賃金の上昇により、企業の製造コストが上昇の一途をたどり、近年自動化設備の導入を始めとして雇用を不安定にする要素が多くなってきた。CPIを念頭に置いた段階的、中長期的な最低賃金の引き上げを望む。また、最低賃金の発布から実施までの期間も極めて短く2012年は深圳市で猶予が2カ月程度しかなかったなど、企業にとって予算化できない経営判断の変更を求められることにより、かえって労働争議などの労使対立を招いている面がある。安定した成長を目指すのであれば、中長期的最低賃金上昇と併せて、発布から施行までの説明期間を設け、説明責任を果たす場を設けてほしい。

④ 工会

- ・ 各地域の上級工会が、「集団協議」を介した労使合意を求めるケースが増加している。このよ

うな地域ごとの動きは、全中国一体運営を行い、中国全体で共通基準を設けて処遇設定を行っている企業にとっては、実態にそぐわない状況と言える。その結果、形式要件を満たすのみで実質的内容に乏しい「協議」を地域毎に締結するケースが増加している。実効性のない取り組みと考えられるので、改善頂きたい。

- 工会費は企業と労働契約を締結している従業員の給与をベースとすることを引き続きお願いしたい。

⑤ 法律運用

- 労働契約満期に伴う契約不継続時に病気を理由に契約終了が出来ない。このような場合の対策についても明確化してほしい。
- 労働法規では勤務時間に関し1日8時間、11時間を超えないとあるが、業界別に柔軟な対応をして欲しい。
- 雇用の確保が難しい（春節明け等）時の対応として、所属従業員の残業規制を緩和して欲しい。
- 従業員が入社時に就業規則など会社の規則制度への確認の署名を拒否したことを理由に企業が労働契約を解除することの可否について、法律には明確に規定されていないため、明確にしていきたい。
- 『労働契約法』第10条には、企業は従業員の雇用を開始した日より1カ月以内に書面による労働契約を締結しなければならないと規定されている。しかしながら、実務において、従業員が個人的な原因により書面による労働契約の締結を拒絶することもあり、これを理由に従業員と労働関係を解除することの可否について、法律には明確に規定されていないため、明確にしていきたい。
- 『労働契約法』第35条によると、使用者と労働者が協議により合意できれば、労働契約の内容を変更できる。実務においては、企業は業務調整や従業員のパフォーマンスなどの理由により、従業員の業務職位や賃金待遇を調整することがある。このような状況において、従業員が調整に同意しないと企業としては大変扱いにくい事態となり、強制的に実施すれば労働紛争となる可能性もある。これについて現行法には明確に規定されていないため、明確にしていきたい。
- 実務において、企業の立ち退きなどの理由によ

り、企業が住所変更を変更しなければならないために、従業員が労働契約の解除や経済補償の支給などを求めることがある。これについて、現行法には明確に規定されていないため、明確にしていきたい。

- 労働契約法の改正で派遣工の採択基準が厳しくなると聞いているが、新基準が厳格適用となれば、加工組立型産業にとって苦しくなるため、加工組立型産業の対応に関しても苦慮し、移行措置期間を設定してほしい。

⑥ その他

- 労働力（ワーカー）市場が混乱している状態。仲介機構にお金を払わなければワーカーが取れない状況となっている。公共就業サービス機構の機能強化を望む。
- 政府（地方政府）としての労働定着化施策を打ち出していきたい。
- 日中問題に端を発する9/15のデモ発生の際に、公安および各地の商務庁などから事情聴取として情報提供を求められたが、事前に具体的な在留邦人保護に関する情報は得られなかった。生命・安全に関わる情報でもあり、デモ発生の懸念等がある場合、可能な限り事前に連絡を頂きたい。
- 従業員の福利厚生費の税務上の取扱いが都市によって、また同じ都市でも担当税務所によって異なるので、不公平を感じる。統一的な運用が望ましい。
- 各種行政手続きにおいて、中央政府と地方政府の間、地方政府ごと、あるいは同一地方政府の中でも担当者ごとに法律・法規の解釈や運用が異なるケースがある。全中国で統一的な解釈や運用が行われるように、事務処理要領の制定・統一化など一層の改善をお願いする。
- 事業会社設立、各種許認可関係の申請後許認可に長い時間を要する。改善をお願いする。
- 労働契約法の改正以来、実務面において、未だに各地方による解釈や運用の相違が散見される。労働および社会保障の主管部門においては、各種法令の解釈や運用に対して、極力、統一かつ明確な見解を示すと共に、各地域への指導、徹底を引き続き要望したい。

第7章 知的財産権保護の現状と問題点

中国における專利（特許・実用新案・意匠）の出願件数は、2012年も著しく増加して特許65万件、実用新案74万件、意匠66万件となり、2011年と同様に世界第一位の出願大国となっている。国家知識産権局は、2015年には、專利の国内出願件数は250万件（特許75万件、実用新案90万件、意匠85万件）、国際特許出願は5万件という予測を示しており、今後も積極的な專利出願がなされていく状況に変化はないと考えられる。また、商標の出願件数も2011年は142万件となり、こちらも世界一の出願件数となっている。このような状況の中、依然として事業展開先として有望視されている中国に対しては、日系企業による中国の專利・商標出願も増加してきている。

また、專利・商標の出願件数増大とともに、知的財産権関連の民事訴訟も増加し、2011年における第一審の受理件数は、專利で8,000件、商標で1万3,000件となり、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くはないとみられるが、今後も知的財産関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関わる場合も増えてくるのが予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れ始めた中で、今後も注視していくことが必要である。

このように、中国において知的財産の保護・活用が進んできているものの、依然として模倣品による被害が続いていることが各種アンケート等で明らかとなっている。これに対して、中国政府も、2010年6月から2011年6月末にかけて、模倣品摘発の特別キャンペーンを実施して大きな成果を上げるなど、中央・地方各政府において対策に積極的な活動を継続展開していることは、高く評価することができる。しかしながら、その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での高負担状況も当面変わらないものと思われる。

さらに、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われ、2012年中に著作権法、專利法、職務発明条例、商標法等の改正・制定に向けた公開意見募集が行われた。これらの改正・制定案に対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。具体的には、專利法改正案については、行政機関による專利権侵害取締り内容等に関して、職務発明条例については、発明者

に対する使用者の過大な義務等に関して懸念がある。今後の改正・制定作業において、個々の提出意見を考慮した検討がなされることを期待する。

このように、中国の知的財産権制度・運用がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産権制度・運用と更に調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、中国企業及び日本企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産権制度・運用について以下の課題がある。

研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

出願手続き

特許請求の範囲や明細書の記載要件及び補正制限

特許請求の範囲や明細書の記載要件については、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正や訂正についても同様である。特許請求の範囲や明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その訂正や補正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることとなる。

出願言語

中国特許庁への專利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記された発明は中国語に翻訳しての出願が必要となる。しかし、この際に誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。一方において外国語、特に英語での出願は日本を含む諸外国で広く認められ、さらに、誤訳訂正が認められているところ、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

特許審査

特許の審査については出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特

許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行及びその延長や申請必要書類の簡素化などの当局の取り組みに感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度があるが、中国が初出願で外国出願予定の発明のみが対象であり、それ以外の出願はこの制度を利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、対象が限定的で、出願公開などが条件となっており、利便性に問題がある。

実用新案・意匠における無審査主義

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案と意匠は初步審査のみで登録を行う無審査主義を採用しているため、新規性・進歩性や創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願については、専利法や商標法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

商標審査

現状の中国商標制度では、外国で著名な商標は、中国内で未登録であり著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局も相当な負担である。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。したがって、意匠の保護の対象や態様について柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

公正な競争環境の実現

模倣行為抑制に向けた諸施策

再犯防止

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政ルートによる摘発は積極的に行われているものの侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、その先の刑事移送が困難である。さらに、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと、特に刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す者が後を絶たない（いわゆる再犯行為）。

違法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理局、質量技術監督局の実施によるところが大きく、公安機関による摘発はこれらの摘発に比して非常に少ないのが現実であり、その大きな根拠の一つとして、違法経営額の算定が非常に低いため、再犯行為につながっていると考えられる。

模倣巧妙化への対処

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

違法看板への対応

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、ユーザに誤認・混同を与えているケースがあり、放置した場合、正規ディーラと競合し、当該ディーラからのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。

インターネットを介した模倣品販売

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち約半数は模倣品と推定できる。その多さに対応が追い付かない現実があり、また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外

からもアクセス容易で海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。

形態模倣

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗りするもので、放置すると公正競争に反し、また制作者の開発等制作意欲が阻害される。

知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

実用新案権行使時の注意義務

実用新案の出願・登録は近年急速に増加しているが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果や実施技術の専利出願をしない場合がある。しかし、偶発的または情報漏洩で後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、現在の中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎず、同じ発明を利用した改良製品やその後に拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

情報公開

国家知識産権局・商標審査委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。営業秘密情報が含まれる場合の配慮は必要であるが、これらが公開されないことは、透明性・公平性の担保を不十分とするものである。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされている。これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の

障害となるものである。

<建議>

(1) 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

① 出願手続きの合理化・多様化

・特許請求の範囲や明細書の記載要件及び補正制限の緩和

サポート要件などの特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば明細書及び図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただきたい。

・外国語出願の容認

英語や日本語など外国語での出願を認めていただくとともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めていただきたい。

② 権利化プロセスの合理化・適正化

・特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の出願まで拡大していただきたい。また、日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、速やかな正式合意を行うとともに、対象の拡大や出願公開前の受理を実現などの条件緩和をしていただきたい。

・実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義（実体審査制度）を導入していただきたい。

・専利権・商標権の冒認出願への対策

専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えていただきたい。すなわち、「不正に発明創造・商標の内容を取得した者は、出願をすることができない」ことを専利法・商標法において規定していただきたい。

・適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における著名（馳名）性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行っていただくとともに、類否判断において異なる商品役務区分

の馳名商標を含めた判断を行っていただきたい。さらに、馳名商標の認定審査においては、「馳名商標の認定と保護に関する規定」によれば「商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料」を提出することができるところ、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、却下せずに受理した上で審査の対象としていただくとともに、審査の短期化もお図りいただきたい。また、商標権の安定性を高めることは、消費者たる一般公衆および権利者の双方にとって有益であることから、商標審査における第三者による情報提供制度を導入いただきたい。

③ 意匠制度の見直し

意匠出願について、上述の実体審査を導入いただくとともに、実体審査を前提として部分意匠、画面意匠及び秘密意匠制度を導入いただきたい。また、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただきたい。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長していただきたい。

(2) 公正な競争環境の実現

① 模倣行為抑制に向けた諸施策

・ 再犯防止

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央及び地方を含む工商行政管理局、質量技術監督局、海関、公安による摘発の処罰情報の共有化をお願いしたい。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にしていきたい。さらに、再犯行為に対する厳罰化を盛り込んだ法整備を進めていただきたい。

・ 違法経営額の算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただきたい。

・ 模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の

法整備を進めていただきたい。

・ 違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去いただくとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ法的対策を講じていただきたい。

② インターネットを介した模倣品販売の対応

インターネットサービスプロバイダ（ISP）の自主的な対応のみならず、ISPに一定の知的財産保護プログラムの整備・強化として、具体的には、ISP全体による迅速な模倣品販売サイトの削除要請や再犯抑制がなされるようにしていただきたい。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただきたい。

③ 形態模倣の禁止

反不正当竞争法等により、形態模倣行為を禁止していただきたい。

(3) 知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

① 実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案権行使時に評価報告書を提出することを義務付ける等、権利行使に一定の法的制限を課していただきたい。

② 先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただきたい。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただきたい。

③ 情報公開の促進

国家知識産権局・商標審査委員会の審決及び人民法院の判決の公開を促進していただきたい。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度を設けていただきたい。

④ 技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務を是正していただきたい。

第8章 省エネ・環境保護の現状と問題点

中国の環境問題はますます顕在化している。特にPM2.5による大気環境は日系企業の活動にも影響を与えている。法に基づいた、厳格かつ公正な対策を実施する必要がある。

また、2012年は第12次五カ年計画期間における環境・省エネ分野の個別計画が策定された。日本企業も貢献できるよう、政府の取組に期待したい。

深刻な大気汚染とその対策

60年来で最も深刻な大気汚染

現在、中国は60年来で最も深刻な大気汚染の中心にある。2013年1月は、「煙霧」（中国語「霧霾」）が1961年以来最多となり（北京市：26日）、大気中のPM2.5等の汚染は基準を大幅に上回った。

今般の大気汚染の特徴は二つある。一つは、特定の地点ではなく広範囲に発生していることである。環境保護部によれば、「煙霧」は全国17の省（区・市）、国土の約1/4に広がり、70%の都市の空気が国の基準をクリアしていない。もう一つは、単一の汚染源ではなく、複合汚染となっていることである。北京市の汚染源は、自動車、石炭、工業汚染及び粉塵とされる。今回の大気汚染を抜本的に解決するには、地域を超えて、様々な対策を講じる必要がある。

コラム PM2.5（微小粒子状物質）

PM2.5は、環境大気中に存在する直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、微小粒子状物質とも呼ばれる。大気中に放出された粒子（煤煙、粉塵、砂塵、花粉等）、及び気体（硫黄酸化物、窒素酸化物、VOCs、アンモニア等）が反応して生成された粒子から成る。より大きな粒子状物質と比べ、有害物質が多く、大気中の滞留時間及び浮遊距離も長いことから、影響が大きいとされる。

大気汚染への目標と対策

中国政府も対策を講じている。2012年、環境保護部はモニタリング対象にPM2.5を盛り込み、74都市496地点で測定を開始した。今後これを全国に拡大するとともに、2015年までに北京・珠江デルタ・長江デルタ等のPM2.5年平均濃度を6%低下させるとしている（重点地域大気汚染防止計画）。さらに、PM2.5削減のために政府・企業の責任体制を構築し、操業停止を求める企業リストを作成する、という案も出ている（環境大気微小粒子状物質汚染防止技術政策（試案・意見募集稿）、2013年2月）。

また、地方政府が具体的政策を始めており、例えば北京市政府は2013年2月、第五段階の自動車排出基準を全国に先駆けて実施するとした。日系企業としても、必要な技術・設備の導入普及等、汚染の改善に役立つことができるものと考えられる。

企業活動への影響

企業にとっては従業員の健康が第一である。大気汚染の中、日系企業も対応に追われ、汚染データや原因物質等の情報が足りない状態で混乱した。

さらに、2013年1月、深刻な汚染に対応するため、北京市政府は日系企業を含む市内113の事業所に、操業の全部または一部停止を求めた。しかも、年内に北京市人民代表大会での議論が見込まれている大気汚染防止条例案では、事業者が操業停止命令に反した場合は最高50万円の罰金を課すとしている。

地域の汚染濃度が高まった場合、任意の工場に操業停止を要求する措置は、企業活動に過度の影響を及ぼす。対象の選定に当たっては、客観的な基準によってリストを作成し公表すべきである。また、操業停止にも時間がかかるため、事前通告が必要である。

環境規制の実態

法令の明確性と取締の限界

従来から、企業が環境・省エネ規制に対応する際、規制の内容が明らかでないことが、障害となっていた。近年、政策や法令の本文はおおむね制定後すぐに公開されており、一定の進展があったといえる。ただ、条文の解釈が一定しない、具体的な実施細則が無い等の理由で規制に対応できない問題は、依然として発生している。

また、地方によっては環境当局による執行が完全ではなく、環境規制を守らない企業が存在するため、規制を守る企業が競争上不利となり、市場から退出せざるを得ない危険にさらされている。近年、地方の官員の評価において環境指標が取り込まれる等、徐々に改善はされているものとみられる。しかし、取締能力の限界という問題は依然として存在している。

コラム 水質汚濁も依然深刻

全国26の重点湖沼（ダム）のうち46.2%が重度栄養状態にあり、全国200都市4,727地点の地下水のうち55%が「やや劣る」又は「極めて劣る」とされる。さらに、広西龍江河のカドミニウム汚染（2012年1月）、江蘇鎮江のフェノール汚染（2月）等、汚染事故も依然続いている。水質汚濁は技術的に発生源がわかりやすいことから、人為的な課題が存在するものと考えられる。

省エネ・排出削減の目標達成方法

「省エネ排出削減計画」などの全体目標のもと、地方政府は各地の削減目標を策定し、その実現に努めることになる。これまで、目標達成のために電力供給を強制的に遮断するといった手法が採られたことがあったが、最近はこのような極端な手法はほぼ使われなくなった。ただ、目標を設定する際に地域間・企業間で差があること、設備更新のタイミングや企業の能力を考慮しないこと等の問題は残っている。

環境NGOが一定の役割

近年、環境NGOが企業への監視を強めており、今後、当局による取締を補完する可能性がある。中国の環境NGOは3,500余りで（2008年）、当局もその役割を認め、支援や交流を推奨している（環境保護部「環境保護社会組織の秩序ある発展の育成と誘導に関する指導意見」、2010年）。既に、当局への提言、プロジェクトの受託、独自モニタリング等の活動を行い、政策の一部を担い始めている。

さらに、2012年には環境NGOのネットワーク「綠色選択」が日系企業のサプライチェーンにおける水質汚濁を指摘するなど、外国企業の中でも存在感が徐々に高まっている。NGOには、中国企業・外国企業を問わず、公平で効果的な監視を行うことを期待したい。

環境投資と政策動向

「第12次五カ年計画」に関する個別計画

2012年は第12次五カ年計画の2年目であり、環境・省エネ分野でも、総合的な排出削減計画及び分野別の計画が相次いで発表された。これに伴う投資は、総額で数兆元規模を見込んでいる（表1）。

表1：「第12次五カ年計画」に伴う環境・省エネ分野の主な計画（2012年公布）

		2015 年までの主な計画
総合	省エネ・排出削減計画 (国務院、6月)	排出削減及びエネルギー効率の目標を明記。重点プロジェクトの投資需要は総額2兆3,660億元（省エネ9,820億元、排出削減8,160億元、循環経済5,680億元）。
	省エネ・環境保護産業発展計画 (国務院、6月)	省エネ産業、資源循環利用産業、環境保護産業を主要発展分野とし、環境・省エネ産業の生産額を4兆5,000億元にする（年平均15%以上増加）。
環境保護	全国都市生活廃棄物無害化処理設備建設計画 (国務院、4月)	都市生活ゴミの無害化処理施設能力を58万トン/日とする。関連分野の投資予測：2,636億元。
	全国都市污水处理及び再生利用設備建設計画 (国務院、5月)	污水处理能力の拡大：4,569万立米/日、污水再生利用施設の新設：2,675万立米/日等。関連分野の投資予測：4,271億元。
	重点地域大気汚染対策計画 (環境保護部、12月)	NOx削減能力の拡大：359万トン/年、粒子状物質削減能力の拡大：148万トン/年等。重点プロジェクトの投資予測：3,500億元。
省エネ	工業省エネ計画 (工業情報化部、2月)	一定の工業エネルギー消費を21%削減（10年比）、建築分野の省エネ能力を1億1,600万トン（標準炭換算）とする。重点プロジェクトの投資予測：2,636億元。
	建築省エネ特別計画 (住建部、5月)	

環境・省エネ分野の投資需要は引き続き旺盛

環境分野への投資は増加傾向にあり、2011年は工業汚染源対策が前年比11.9%増（444.4億元）、環境保護プロジェクトが前年比3.9%増（211.2億元）となった。緑化など都市インフラまで含めた投資額は7,114億元で、2001年（1167億元）の6.1倍に上る。

中国の環境・省エネ分野は政府主導であることか

ら、「第12次五カ年計画」が出そろったことで、投資の拡大が期待される。なお、「外資投資産業指導目録（2011年改訂版）」で省エネ環境保護等が「奨励分野」にされるなど、政府の外資系企業への期待は大きい。日本企業としても当分野での貢献が期待される。

政策への貢献に対する難点

近年、法律・政策等を策定する際にパブリックコメントを行うことが少なくない。また、新しい制度やプロジェクトに対する提案や申請を募集することもある。このような場合に、時間と情報が十分に提供されない結果、外資企業の製品や技術が漏れることがある。

また、環境・省エネ製品の政府調達や推奨製品に係る認証制度（ラベル制度）では、類似のラベルが複数存在する、基準が不明確、地域での差異等の不合理がある。

さらに、生産等行う場合、会社設立や生産に必要な資格取得が難しい問題がある。中国企業との連携の場合も、知的財産権の侵害が依然として懸念となっている。

個別政策の例

電子情報製品汚染制御管理法（中国版RoHS）

中国版RoHSの管理法は多量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し、環境汚染を低減することを目的に2007年に施行された。

同管理法は、当初は第1ステップ（有害物質低減設計・生産の導入と有害物質使用保護期限の表示等）、第2ステップ（重点管理製品の強制認証等）と、段階的に施行される予定だったが、その後の法改正準備が整わず、結果として2013年4月時点においても、第1ステップだけが実施されている。

なお、同管理法の改正に関して、これまで2回の改正案が示された。同改正案においては、対象製品に①「電気製品（白物家電など）」を追加し、重点管理項目製品について、②CCC認証制度とは別の「自発的認証制度」の導入、③「自己認証制度」の導入等が検討されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

廃家電のリサイクルを目的として「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（国务院令第551号）が

2009年に公布された。対象製品の生産者及び輸入者は、リサイクル基金に納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金を支払うことにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。対象製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目であり、2012年7月から、製造・輸入事業者によるリサイクル基金の納付が開始された。

一方で、現時点では、リサイクル事業者への補助金が交付されていない。早期に、リサイクル基金の透明・公正な運用を含めた制度全体の安定的な運用が望まれる。このような状況において、対象製品の追加についても検討が始まっている。

省エネ製品惠民プロジェクト

「省エネルギー製品惠民プロジェクト」が、第十二次五カ年計画の施策の一つとして、省エネ製品の消費拡大による低炭素化促進と景気改善を目的に、2012年5月16日の国务院常务会议で決定された。同決定により、テレビやエアコン等の対象製品について、製品毎に定められた実施細則の条件を満たした製品は、生産者が申請して認められた場合に補助金が交付されることとなった。実施細則には、省エネ性能の他に、原産地が中国大陆であること、製品別に一定の販売規模があることが定められている。

<建議>

① 都市部の大気汚染は極めて深刻な状況にあり、健康的な事業活動が行えない状態にある。汚染データの測定・公表に加え、汚染原因の特定、排ガス規制等の**抜本的な対策を求める。**また、日系企業としても環境汚染の改善に役立つことを望んでおり、技術・設備の導入普及等、関係のプロジェクトにさらに参与させて頂きたい。

他方、地域の汚染濃度が一時的に高まった場合の措置について、任意の工場に突発的に操業停止を指示するのではなく、合理的なルールを構築すべき（客観的基準の公表、事前通知等）。

② 省エネ・環境関連政策・法律について、実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。取組は徐々に進んでいることから、さらなる発展を要望する。また、**規制の執**

行面においても、中央政府・地方政府、環境NGO等が協力し、遵守しない企業に対する取締りの強化と罰則の徹底を図ることを要望する。

③ **計画・法律・政策の策定過程において、外資企業を含む関連業界への情報公開の強化と、手続の透明性・公正性の確保を要望する。**また、新しい制度やプロジェクトを開始する際に提案や申請を募集する場合、優れた製品や技術を普及させる観点から、十分な時間を用意すべき。

④ 省エネ・汚染物排出削減目標の対応に当たっては、より広い視野に立った総合的、合理的な手法による対応をお願いしたい。例えば、省エネ・環境改善のための改造・設備更新を行う企業に対し支援すること、地域間での執行の差を縮小すること、設備投資のスピードなど企業の能力を考慮すること等を要望する。

⑤ 省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストが掛かる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。

⑥ 中国企業と外資企業の連携を推進するため、知的財産権保護に関する政策の改善を要望する。さらに、外資系企業が現地生産や法人設立を行うために必要となる資格取得の審査基準を緩和し、かつ迅速に行うことを要望する。

⑦ 電子情報製品汚染制御管理法
(中国版RoHS)

- ・新たな管理弁法の検討・制定に際しては、現在の制度設計全体が分かりづらいことを認識し、外資系企業に対する十分な説明、手続きの透明性・公正性を確保するとともに、引き続き日本の産業界の意見に耳を傾けることを要望する。

- ・新たに対象を拡大する場合、含有物質の量等の表示義務への対応にかかる時間などを考慮し、十分な猶予期間を設定するよう要望する。

- ・「自発的認証制度」が義務か任意かを明確

にすることを要望する。また、事務負担の観点から、欧州CEマークと同様の自己宣言による認証制度を強く要望する。

⑧ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

- ・基金徴収弁法が施行されて本格運用が始まったが、今後、基金の徴収に公平を期すとともに、基金の運用に透明性・合理性を確保することを要望する。また、認定リサイクル事業者の健全な経営確保のため、申請後早期に補助金が支払われるべきである。

⑨ 省エネルギー製品惠民プロジェクト

- ・原産国を中国大陆に限定する条件の撤廃を要望する。この種の限定は、内外無差別の観点からも、省エネルギーに優れた製品普及の観点からも、適切ではない。

- ・条件に一定量の販売規模を含めるべきではない。省エネ性能は高いが、価格の問題で普及が困難である製品こそ、補助金の対象とすべきである。

第9章 技術標準・認証の現状と問題点

技術標準・認証の現状

中国の技術標準・認証に係る動向

2011年12月、国家標準化管理委員会から「標準化事業発展第12次五カ年計画」が発表されているが、本計画は、第12次五カ年計画中の標準化事業の重要な根拠となるものである。以下にその概要を紹介する。

指導思想と発展目標

同計画は、「システムの管理」、「重点的突破」、「全面的な向上」の基本的考え方に基づき、以下の発展目標を掲げている。なお、④の目標の中で、掲げられていたIEC常任理事国入りは、2011年10月に既に達成されている。

- ① 標準体系の更なる完備及び重点分野での重要標準の作成
- ② 標準品質レベルの著しい向上
- ③ 標準実施効果の著しい増加
- ④ 国際標準化活動への参画の新たな突破
- ⑤ 標準化発展の堅実な基礎固め

重点分野の標準化

同計画では、重点的な標準化が推進されることとなっているが、個別12次五カ年計画の根幹となる「国民経済・社会発展第12次五カ年計画」の重点を踏まえ、農業、サービス業、エネルギー資源環境分野、戦略的新興産業、社会管理と公共サービスなどについて、標準の制定・改正数及び標準化実証プロジェクト数や、分野毎の重点項目、体系化など、大変意欲的な目標が設定されている。

国際標準化活動への積極的な参画

同計画では、第11次五カ年計画に引き続き、国際標準化活動への積極的な参画が求められており、国際標準化活動参画体制を整備し、国際標準化活動の範囲を拡大し、国際標準化機関の重要ポストや各技術委員会の幹事ポストへの就任など、より実質的な国際標準化への参画を進めることとされている。また相互承認の推進、中国国家標準の外国語への翻訳など、密接な貿易関係にある国・地域との提携を進めることとされている。なお、今次計画は、第11次五カ年計画のようなポストについての数値目標や国際標準導入率に関する数値目標は掲げられていない。

標準化体制の改革

標準化体制について、極めて意欲的な取り組みを進めることとされている。例えば、強制標準評価委員会の設置、重要強制標準公聴制度の検討など、強制標準の制定管理制度を整備することとされている。また標準化における企業、企業連盟或いは産学連携の重要性を強調し、自主革新技術を利用した標準の作成に取り組むこととされている。さらに複数の技術委員会間の調整を行うグループの設置や、技術委員会間の連絡員派遣制度、技術委員会の考察評価指標体系の整備、標準実施効果評価指標体系と評価モデルの構築など、標準化に関わるさまざまな矛盾や困難を解決するための取り組みが進められることとされている。これら以外にも標準化情報プラットフォームの整備、標準化管理部門公式サイトを活用のほか、標準化管理部門と産業界、消費者などのステークホルダーとの調整・コミュニケーションを強化することとされている。

標準化基礎能力と発展環境の建設強化

「国家標準化戦略要綱」の公表、標準化法改正など、標準化政策法規の体系整備が行われる他、標準化と科学技術との密接化、中央・地方の標準化機構のサービスレベルの向上、標準化に係る情報サービス体制の構築、標準化科学研究機構や学会の設置、標準化人材育成の強化が進められることとされている。

標準化法の改定動向

国家標準化管理委員会及び国家品質監督検査検疫総局は2002年10月から「標準化法」の改正作業に着手している。すでに幾つかの改正草案が作成され、2006年8月、2010年5月にそれぞれ国務院へ提出された。改正案は今もなお国務院法制弁公室によるパブリックコメント段階にあり、2013年3月末現在もまだ公布には至っていない。

最新の進展状況として、「標準化法」と「標準化实施条例」とを統合し、「標準化管理法」に改める作業が行われている。新法は、総則、管理職責、標準規格の制定、標準規格制定の手順、強制標準規格の管理、標準規格の実施とフォローアップ管理、法律的责任、附則の計八章で構成される。

国家標準に関わる特許の管理規定

2012年12月、中国国家標準化管理委員会は「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（意見募集稿）を公表した。この管理規定は、国家標準の特許に関わる問題を適切に処理し、国家標準の管理業務を規範化させ、イノベーションを奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者及び関連権利者の合法的権益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障することを目的として制定しようとしているものである。これに先立って2009年11月に公表された意見募集稿では、特許実施許諾料は通常を明らかに下回らなければならないとする規定や、強制国家標準が特許に係る場合に特許権者から無料の実施許諾を得るとする規定等を有し、特許権の効力を著しく低減させるものである点で多くの問題があった。これに対して、中国日本商会等多くの団体が問題の改善を求める意見書を提出したことにより、2012年12月の意見募集稿においては、これらの規定が削除されて一定の改善が見られた。しかしながら、依然として用語の定義や手続きが曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和を図るべきことから、中国日本商会として意見書を提出している。この管理規定に関する今後の検討においても、提出した意見を考慮してなされることが期待される。

また、これに関係するものとして、2010年1月に中国標準化研究院から「国家標準の特許に係る処置規則」（意見募集稿）が公表されている。その後、2013年3月末時点で新たな動きはないが、上記管理規定との関係が不明確であり、中国日本商会及び電子情報技術産業協会（JEITA）等の日本の関係団体は、この意見募集稿に対しても意見書を提出しているところである。

中国強制認証(CCC)制度へのITセキュリティ製品の追加(CC-IS認証制度)

2007年8月、中国政府は13品目のITセキュリティ製品を2009年5月より中国強制認証制度(CCC制度)の対象としてWTO/TBT委員会に通報した。

ITセキュリティ製品については、国際標準に基づく任意かつ相互承認という枠組みが確立されており、このような国際動向に反した独自の規格による標準規格による強制認証制度は貿易の阻害要因となること、また認証の過程でのソースコードの開示等により重要技術に係る知的財産や営業秘密が流出しかねないことなどの懸念があることから、日本のみならず米欧など主要国の政府及び産業界から強い懸念の表明と措置の撤回が求められてきた。

2009年4月29日、こうした主要国の強い要請を背景に、中国政府はCCC制度の運用に関し、対象を政府調達に

限定し、当初の予定を1年間延期し、2010年5月1日から実施することを発表した。さらに日本からの働きかけに対し、2010年3月、中国政府は政府調達の範囲に国有企業が含まれないことを示す文書を日本政府に提示した。これにより日本産業界のビジネス面での直接的な影響は相当程度緩和された。

2010年5月1日よりCC-IS認証制度が開始されているが、これまでのところ多数の中国企業がCC-IS認証を取得しているものの、日本企業をはじめとする先進各国の企業は認証を取得していない。

中国にはCC-IS制度以外にも、商用暗号管理条例や情報セキュリティ等級保護管理弁法(MLPS)といった情報セキュリティ製品に関する規制がある。商用暗号管理条例は1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中國への持ち込み及び使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器及びソフトにのみ限られている。

なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明を発出したが、現時点でも条例改正は行われていない。

情報セキュリティ等級保護管理弁法(MLPS)は、2007年6月に公安部等4部門により公布された規制であり、情報インフラをその重要度に応じてレベル1から5に分類し、そのレベルに応じて厳しいセキュリティ上の要件を課す制度である。レベル3以上では、中国で法人格を有する企業の製品であること、基幹技術または主要部品に中国の知的財産権を有することが要件とされており、実質的に外国製品の参入を禁止するものとなっている。

スマートモバイル端末接続管理強化案

2012年6月に工業信息化部は、「モバイルスマート端末接続管理強化通達（意見募集稿）」を公表した。モバイルスマート端末のネットワーク接続に関しては中国独自の国家標準と業界標準に基づく許可が必要等とする内容になっている。さらに、同年9月には、「モバイルスマート端末に関するセキュリティ性能評価方法」の意見募集を実施。同年11月には、中国は「モバイルスマート端末接続管理強化通達」をWTO/TBT通報した。

<建議>

- ① 原則として国際標準に準拠した標準を採用すべきであるが、ISO、IECだけでなく、欧米アジアなどの多くの国が採用している国際的な規格の採用を積極的に推進していくべきである。

- ② 過度にスペックを詳細化した標準の策定は避けるべきである。行き過ぎた標準の策定は、自由な競争や技術の進歩を阻害しかねない。これは中国が目指す創新国家の方向性にも反している。
- ③ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられるため、標準の策定においては、実際の技術の発展状況を踏まえ、企業や消費者との冷静な対話の下、進めていただきたい。
- ④ 標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを回避すべきである。例えば、同一機器について異なる業界で検討された複数の標準が併存するだけでなく、標準間の矛盾が存在すると指摘がある。
- ⑤ 標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るべきである。特に強制標準については、実施日までの猶予期間について1年乃至2年を確保してもらいたい。また、猶予期間の起算日は、公に誰もが入手可能となった日としてもらいたい。
- ⑥ 標準化活動への外国企業の参加のハードルを低くし、日本企業がより参加しやすい環境整備に努めていただきたい。新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただきたい。
- ⑦ 国家標準の解釈や運用による混乱を招かぬよう、標準と現場の運用の乖離をなくし、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化を図ってもらいたい。
- ⑧ 認証、試験等に係る費用低減及び手続透明化を図るため、制度及び手続の簡素化、審査のスピードアップ、判断基準の明確化、担当による判断の統一・遵守、標準の統廃合などに努めていただきたい。
- ⑨ 抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われることがないようにしていただきたい。
- ⑩ 消費者協会などが独自に抜き取り検査を行い、企業側に何ら弁明の機会を与えられることなく、その結果をメディアで一方向的に公表するような行為はやめてもらいたい。
- ⑪ 認証等の実施に当たって、企業に影響を及ぼす規定や内部書簡は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、正式にホームページ上に即時に公布していただきたい。
- ⑫ 自動車の認可管理など、CCCと類似する検査制

度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るべきである。

- ⑬ 「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」及び「国家標準の特許に係る処置規則」に関し、中国国家標準管理委員会は、日本の産業界の意見に耳を傾け、国家標準の制改定において特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続の簡素化、判断基準の明確化を図るべきである。
- ⑭ 2010年5月施行のITセキュリティ製品13品目に対する中国強制認証(CCC)制度に関し、国有企業が制度の対象外であることが明確化されたことは一定の評価ができるが、実際の運用において対象機関が拡大しないよう、強く要望する。

同制度施行後、日本企業が申請すら行っていないことに表れているとおり、外国製品排除制度であるとの認識は依然継続している。中国政府は、企業がCCRA未加盟国の試験機関等にソースコードや機密情報を提出することはあり得ないことを十分に認識し、早期にCCRAに加盟すべきである。日本産業界は中国のCCRA加盟のために可能な支援を行う用意がある。

また、今後新たな製品を制度に対象追加する場合は、十分に日本の産業界の意見を聞き、実施までに産業界の懸念を払拭されたい。さらに制度の運用に当たり、日本の検査機関が実地検査を代行できるような仕組みを真剣に検討されたい。

- ⑮ 商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続きの透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に耳を傾けることを強く要望する。
- ⑯ MLPSについては、重要なインフラ市場において外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での改善を強く要望する。
- ⑰ モバイルスマート端末については、中国政府が、接続管理強化通達に関し、2012年6月にパブリックコメントを実施し、同年11月にWTO/TBT通報を実施したが、モバイルスマート端末に新たなセキュリティ上の制限を課すものであるとともに、市場のイノベーションを阻害する可能性があるため、世界標準に沿った内容にすべきである。また、中国独自の規格や標準への適合性を、ネットワークアクセスライセンス(NAL)取得要件とすることは、ユーザー保護の観点からも適切ではない。

第10章 技術・イノベーションの現状と問題点

国家発展における科学技術・イノベーションの重要性が各種発展計画に位置づけられ、政府主導から企業主体の研究開発への転換、産・学・研の連携の強化、イノベーション成果の転化などの方針が強化されている。

研究開発投資の状況

第12次五カ年科学技術発展計画において、研究開発費のGDP比を2015年に2.2%とする目標を掲げており、2012年の研究開発費は、前年比18.9%増の1兆240億元(2008年は4,616億元)、GDP比で1.97%となった。実施機関別の比率には大きな変化はないが、政府系研究機関比率が減少傾向にある一方、企業比率はわずかながらも上昇傾向で推移し、2011年は75.7%となった。また、科学技術関係経費の政府による財政投入は、2011年に4,903億元、国家財政に占める割合は約4.5%となり、その割合は上昇傾向で推移している。なお、2012年の中国国家知識産権局への特許出願件数は、前年比24%増となる約65.2万件であった。国内出願人の出願件数は28.7%増の約53.5万件、外国出願人の出願件数は6.2%増の約11.7万件であり、外国出願人トップは日本の約4.2万件(7.8%増)であった。

中国共産党第18回全国代表大会における報告

2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会において、科学技術のイノベーションは社会的生産力と総合国力を高める戦略的な支えであり、それを国の発展の全局の革新に位置付けることが改めて明確にされた。中国の特色ある自主イノベーション、グローバルな視点でのイノベーション、相互的提携によるイノベーションを重んじるとされ、更に、企業を主体とし、産・学・研を結びつけたイノベーションシステムの必要が指摘されている。

第12次五カ年科学技術発展計画

2011年に公表された第12次五カ年科学技術発展計画では、イノベーション型国家を目指し、「成長の駆動力としてのイノベーション」、「科学技術による生活への恩恵」、「科学技術力の長期的発展」、「改革の深化と開放拡大」を考え方の基本として、10前後の国家科学技術重大プロジェクトを実施するほか、「国民経済・社会発展 第12次五カ年計画」を踏まえ、7大戦略的新興産業におけるイノベーションの推進が掲げられている。さらにイノベーション基地とプラットフォームの建設の強化、イノベーション型科学技術人材の育成、科学技術における国際協力の推進などが進められる。

国家戦略的新興産業発展計画

2012年7月、国務院は国家戦略的新興産業の発展計画を公布し、戦略的新興産業として省エネ・環境保全、次世代情報技術、バイオテクノロジー、ハイエンド装置製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車の育成と発展に向けた計画を示した。すなわち、第12次五カ年計画期間を、中国における戦略的新興産業発展の基礎を固めてコア競争力を向上させる時期と位置付け、政策サポートを強化して戦略的新興産業の急速な発展の促進を目指すとしていた。更には、先進国と比べて大きな開きがある自主イノベーション能力やコア技術が欠如しているとの課題を解決するため、自主イノベーション能力の向上と、科学技術成果の産業化が重要な鍵としている。政策の推進にあたって、国際協力を深層化し、政策サポートは外国企業にも適用するとされている。関連する個々の制度やその運用については、実質的にも外国企業に対して差別的、排他的なものとならないようにすべきである。

産業技術創新戦略連盟

産・学・研を結びつけたイノベーションシステム作りが重要な政策方針とされる中、産学研連携によ

る技術イノベーション、技術標準のプラットフォームとして、産業技術創新戰略連盟が制度化されており、2010年には56、2012年には39の産業戰略連盟が科学技術部に批准されている。政府主導のもと、国家重点プロジェクトや業界技術イノベーションのプラットフォームとしての役割や、産業技術政策研究、標準策定の役割を担っていることから、産業技術開発活動の一つの中心として、オープンイノベーションを進展させる観点から、積極的な活動のオープン化などが望まれる。

中国の「自主創新」への懸念

中国は中長期計画において、技術の對外依存度30%以下を目標とするなど、独自の知的財産権の獲得によるイノベーション（創新）型国家を目指している。技術力を高め、イノベーション型国家に向けて取り組むこと自体は、大変意義あることである。

しかし、イノベーションが1機関や1カ国では生み出せるものではなく、オープンイノベーションの必要性が世界的に高まる中、仮に、実質的にオープンでない制度のもとで産業政策と結びつかならば、却ってイノベーション国家への道から遠ざかると懸念される。各種制度や運用がそのような方向に進まないことを強く望む。

2009年11月には、自主創新に関連する政策として、「国家自主創新製品の認定に関する通知」が公布され、政府調達と絡めた政策が発表された。既に2011年6月に執行停止が発表されているが、この制度に対しては、実質的な外国企業からの製品調達に差別的な要件を課すものだとして、2009年12月に、日米欧など34の団体が「当該規制を進めないよう強く求める」共同書簡を發出し、さらに2010年11月には、中国日本商会は財政部からの要請に基づき改めて意見書を提出した。

今後も、中国国内に閉じた独自路線や、そのために保護主義的となる措置・制度が導入されるべきでなく、中国政府における科学技術・イノベーションの国際化という方針に基づき、日中は戦略的互惠関係を突き進め、互いに協力・補完することで、新たなイノベーションを生み出し、世界に向けて発信していくべきである。

<建議>

- ① 自主創新の概念には「再創新」が含まれ、他国の技術を若干変更・追加しただけでも

中国独自の「自主創新技術」であるとするのは、大きな違和感を覚えざるを得ない。国家自主創新製品認定制度について、政府調達とのリンケージを外したことは高く評価できるが、実際の運用において恣意的な運用が行われないようにしていただきたい。また、地方政府において外国製品を排除する認定制度が一部存続しているため、中央政府の制度と整合性をとっていただきたい。さらに、今後も同様な措置が導入されることがないように強く要望する。

- ② 「ハイテク企業認定管理弁法」において、ハイテク企業として認定されるためには、主たる製品の知的財産の中国内の現地法人への帰属が求められているが、外資系グローバル企業にとって現実的ではないため、見直していただきたい。
- ③ 国家ハイテク企業の認可基準の一つ「開発費の売上高に占める研究開発費の割合」に関し、研究開発業務自体に変更がなくとも売上高が膨らむことで基準に合致なくなるため、計算に際し、完成品輸入販売に係る売上高を除外できるようにしてほしい。
- ④ ハイテク企業への優遇策に関し、製品化プロセスとの連携のために工場の一部門として実施されている研究開発についても支援が受けられるようにしてもらいたい。
- ⑤ 現在、中国に設立・登録された外資系企業のR&D部門は、基本的に中国政府の科学技術プロジェクトへの参画や研究開発ファンドへの参加・申請ができず、外資系企業が参加可能となる制度に改めてもらいたい。
- ⑥ 技術輸出ライセンス手続が、中国国内で自主開発された技術を念頭に制度設計され、国外からの委託研究開発に際して煩雑である。積極的に中国への委託研究開発を行えるよう、手続の簡素化をしてもらいたい。
- ⑦ 知的財産保護のための法制面、実施面でのインフラ整備や企業のモラル向上に努めるとともに、官公庁への各種許認可申請時に、明確に必要な性を説明できない資料については現場で要求されることの無いよう指導していただきたい。
- ⑧ 一定レベルの試験設備を保持し、試験可能な環境を整えた信頼できる公的試験・検査機関の充実に努められたい。

第11章 物流の現状と問題点

2012年の中国国内総生産(GDP)は、前年比7.8%増となり、アジア金融危機の影響を受けた1999年以来、13年ぶりに8%を割り込んだ。欧州債務危機による輸出不振や不動産市場の低迷、公共投資の鈍化などを受け、国内外での需要が低迷しつつあり、表1の通り、2012年の輸出入総額そのものは増加しているものの、2011年と比較すると伸び率は大きく鈍化した。GDPや貿易総額同様に、貨物の輸送量と貨物重量に輸送距離を乗じた指数である貨物回転量は、表2が示すように、貨物量は増加したものの伸び率については、2011年に比べ鈍化した。

表1：中国の輸出入総額の比較（単位：億ドル）

	輸出		輸入		輸出入合計	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
2012年	20,489	7.9%増	18,178	4.3%増	38,668	6.2%増
2011年	18,986	20.3%増	17,435	24.9%増	36,421	22.5%増
2010年	15,779	31.3%増	13,948	38.7%増	29,728	34.7%増

出所：2010/2011/2012年国民経済と社会発展統計公報

表2：2012年中国の輸送モード別貨物輸送量比較
【 】内は2011年

輸送モード	貨物輸送重量 (単位：億トン)		貨物回転量 (単位：億トン・キロ)	
	重量	対前同増	回転量	対前同増
鉄道	39	△ 0.7% 減	29,187.10	△ 0.9% 減
	【39.3】	【8.0%】	【29,465.8】	【6.6%】
道路	322.1	14.20%	59,992.00	16.80%
	【281.3】	【14.9%】	【51,333.2】	【18.3%】
水運	45.6	7.00%	80,654.50	6.90%
	【42.3】	【11.7%】	【75,196.2】	【9.9%】
民間航空	0.054	△ 2.0% 減	162.2	△ 6.8% 減
	【0.055】	【△ 1.8% 減】	【171.7】	【△ 4.0% 減】
パイプライン	5.3	△ 7.8% 減	3,149.30	9.10%
	【5.4】	【9.0%】	【2,847.2】	【29.6%】
合計	412.1	11.50%	173,145.10	8.70%
	【368.5】	【13.7%】	【159,014.1】	【12.1%】

出所：2011/2012年国民経済と社会発展統計公報

2012年の回顧と2013年の展望

中国政府は、11年春に公表された第12次五カ年計画において、持続的な内需主導の成長を掲げ、経

済発展モデルの転換と産業構造の調整を図るための優先目標として、その柱であるサービス業のさらなる振興と外資系企業に対する規制緩和を進める姿勢を強調している。中でも製造業を支援するためのサービス業である物流の拡充については重要視しており、物流が製造業の生産性向上のみならず、内需拡大においても重要なカギを握っていることを示唆している。事実、中国の物流問題といえば、一昔前まではインフラの発展状況に対する議論が多く、道路の延長距離と鉄道敷設距離や港湾・空港設備の状況などを踏まえて貨物量の伸び率を捉えて議論するというものであった。しかし最近では、インフラの急速な拡充と整備が進んでいる中で物流の仕組みや法規制の整備などソフト面の充実が非常に重要であり、市場のニーズを先取りしたサービスの提供と、それを一步進めた提案を行うことが重要であるという、物流をハードとソフトの両面からとらえた議論になってきている。こうしたソフト面の充実を実現していくためには、荷主が物流をより使いやすいものにするための法規制整備や適正価格を維持できる仕組みの構築など、物流サービスの向上につながる基本的政策の実施が前提条件となってくる。

2012年の当白書においては、これらの視点を中心に、中国国内物流が抱えるいくつかの問題点と16の建議をさせていただいたが、保税ビジネスにおける保税移転運用において若干の改善はみられたが、残念ながら大きな改善はみられなかった。2013年の当白書では、多くの部分において前年と重複する内容があるが、この部分の解決と充実こそが、今後の中国における物流業の健全な発展と経済成長への貢献につながると考えられるため、再度指摘させていただきたい。

国内物流における問題点

2012年は、日中関係悪化の影響として、中国の税関当局が日本からの輸入品に対しての検査率引き上げを実施しているとの情報があったが、主要税関11カ所における日系物流業者からの実態報告では「概ね通常通り」との結果であり、中国における通

関事情については大きな混乱は見られなかった。しかし、日本製品の不買運動による影響で、日系大手自動車メーカー各社が減産を強いられる等の影響があった。

物流インフラ構築の課題

経済の成長を背景に貨物量が急増し、それに伴う各物流インフラの構築が進んでいる中、依然多くの課題を抱えているのが実態である。道路インフラを急速にすすめたことで貨物自動車による長距離輸送が可能となったものの、有料道路が大半を占め、道路通行料が他の費用に比べ高く、長距離貨物自動車運送事業者にとって大きな負担となっている。また、トラック過積載や手抜き工事などにより、路面が設計耐用年数よりもはるかに劣化していることや、長距離輸送ドライバーに必要なパーキングエリアが少なく労務管理と事故防止の面からも課題が残っている。

各輸送モードの課題

政府や民間による巨額投資によって、急速に交通インフラが整備され、各輸送モードのキャパシティは増強されており、輸送面における需給ギャップも改善されてきている。一方、物流ハード面の改善以外にも、法制度などソフト面での改善要求が明確に現れてきており、外資系企業のみならず、国内企業や荷主側からも現状の物流に対する不満や、物流サービスの高度化を求める声が強くなってきている。

航空貨物輸送に関する問題点

安全輸送に対する意識改革の必要性

航空貨物については、空港の拡張や航空貨物に対応できる空港周辺の倉庫設備等のインフラは進んでいるが、貨物の安全輸送やダメージの防止という点では、非常に多くの問題が山積みになっている。急速な貨物量の増加に対応できる設備と人材が不足しており、貨物をいかに早く捌くかということに重点がおかれているため、貨物ダメージが発生しやすい状況となっている。とりわけ航空会社引渡後のラフな荷扱いにより発生した事故が多発しており、特定業者の既得権区域で発生しているため品質向上を目的とした調査と改善が思うように実施できていない状況にあるため、荷主や物流業者自らが梱包強化や物流コストの上昇にもつながる保護措置に忙殺されている。荷主サービスの向上のためにも既得権の開放と作業関係者の作業品質向上に向けた意識改革が必要である。

道路貨物輸送に関する問題点

環境対策への取組みの必要性

物流業界における環境負荷の約9割が自動車運送によるものといわれているが、中国においても貨物自動車の生産量の増大と燃料消費量の増加に伴う、排気ガスによる環境汚染の問題が深刻化している。環境保護部は、年々増大する環境汚染に対して、EU並の環境基準を設定し、排ガス規制に取り組んでおり、2013年7月よりユーロ4に相当する「国4」基準への実施を公示し、今後自動車の環境保護型生産に対する検査基準のレベルアップと、自動車メーカーに対する厳格な監督・管理を強化するとしている。しかし、その性能を十分に発揮できる良質な燃料の供給が十分にできていないという問題や、排ガス浄化装置そのものが故障してしまう事例もあり、こうした施策が環境対策として十分に機能しているかどうかを検証する仕組みが必要である。また、国内トラック輸送の運賃相場がコンプライアンス違反を前提として形成されている現状の実態を踏まえ、非適合車種に対する徹底した取締りを実施することにより、不当な運賃競争を防止していただくことを要望する。

過積載取り締まり強化の必要性

「中国道路法」では、定められた積載基準を超える車両による、重量制限が設けられている道路・橋梁・トンネルの走行を禁じている（第50条）が、軽油価格の上昇や大型車両の大量参入による貨物自動車運送事業者間の激しい競争によって、貨物自動車の過積載が常態化しており、それに対する有効な取締り措置が取られていないという実態がある。過積載の取締りは、各地方公安部門が担当しているが、地域によって取締り措置が一樣でないことも過積載の減少を阻害している。高速道路での台秤整備による過積載防止の対策も行われているが、迂回などで規制を逃れるケースも少なくなく、一部の地域においては、罰金より高い通行料を支払う代わりに、過積載車両の運行を認めるなど、過積載に対する各地方行政の対応の違いがみられる。過積載は、交通安全や貨物事故にもつながるため、取締りの強化と罰則の統一などが急務である。

慢性的な交通渋滞に対する対応策

また、主要都市における、慢性的な交通渋滞や多発する交通事故も効率のよい物流サービス提供の阻害要因として揚げられる。上海他多くの都市では、交通渋滞を緩和するための措置として貨物車両に対し日中の市内進入規制やナンバープレート規制等の規制が設けられているが、交通量を減らすための物

流網整備に基本的な政策がないため、円滑な輸送を妨げる阻害要因にもなっているのが現状である。

鉄道貨物輸送に関する問題点

透明感のある輸送システム構築の必要性

中国における鉄道貨物輸送は、軍事物資や石油・石炭・鉄鋼・穀物といった輸送能力の約8割にあたる「計画貨物」が優先的に輸送され、一般の商業貨物や副次的な農産物などの「計画外貨物」は、余った約2割の輸送スペースを使って輸送している状況であり、定時性や利便性を求める荷主企業にとっては使い勝手の悪い輸送モードとなっている。また仕向地へ到着するまでに何度か貨車の再編成や列車の組成が行われるため、輸送貨物のトレースが難しい状況になっている。また貨物駅での積替えや走行中の振動による貨物ダメージ発生など多くの問題が指摘されてきた。

しかし、第12次五カ年計画において、大量の一般商業貨物の需要要求に対応できる輸送モードとして鉄道輸送の見直しが進められており、「五定列車」（発着駅・経由地・列車番号・発着時刻・運賃の5項目を定めた貨物列車）や輸送のスピードアップと定時性を確保するために旅客用直通便の車両に貨物車両を連結させた「行包列車」、「行郵列車」などを設定し利便性の改善を図っているが、大量の一般商業貨物を輸送する場合は、通常1カ月前にスペースの予約が必要となっているケースもあるため緊急を要する貨物の輸送には適しておらず、また運賃面でも不透明感が多く存在しているのも事実である。

水上貨物輸送に関する問題点

河川港インフラと地域水運ネットワーク形成の必要性

水運については、内航と外航に大きく分けられるが、中国における内航水運は、長江、珠江といった特定地域に集中しており、昨今の長距離輸送ニーズの増大に伴い、安定した輸送量の増加を示している。現在トンキロベースでは、全輸送モードの約5割近くを占めるに至っており（表2）、中国発着外航輸送の急増とともに、それに接続する内航水運の利用量も年々増大している。2009年に完成した三峡ダムの影響で、年間を通じて水位の変化が落ち着き、河川の状態が安定するため、船舶運航条件が大幅に改善され荷役の効率化が図れるといったメリットが見込まれたが、依然長江流域の下流の自然条件や気象条件により、航行スケジュールや利用船型が不安定となり、依然河川港の荷役も潮の干満による水位差に大きく影響され非効率なものとなっている

実情がある。また増加する国内貨物を支える施設や設備も十分ではなく、背後地の荷捌き場や保管スペースの絶対的な不足も問題となっている。そうした中、交通運輸省と重慶市政府が水運、鉄道、陸上輸送の連携港として開発を進めている果園港の建設が計画されており、2013年に一部が完成し、2年後の2015年には全域が完成される見込みとなっている。果園港の計画敷地は、約5200ムであり、ROROバースを含む20のバースが完備される予定となっており、背後地整備も含めた計画的なインフラ整備が着々と進められている。果園港建設により、長江水運の利用価値が向上すると考えられ、従来の河川港についても徹底した背後地整備を実施していただくことにより、地域水運ネットワークの発展的形を要望する。

中国宅配業の問題点

中国国内の宅配市場は急速な成長が見込まれている。ネット通販の成長により、取扱個数は年30%レベルにて増加していくと予想されている。また「2011年度宅配便市場監督管理報告」によると、2011年末現在、中国全土において「エクスプレス業務経営許可証（2009年10月より施行）」を取得した企業は、外資企業も含めて7,500社に達しているが、中国宅配業の現状を見る限り、そのサービスレベルにおいて様々な問題が指摘されており、消費者クレームは遅配、紛失、破損、サービスの悪さに集中している。全国展開をしている宅配会社であっても、直営店をもっている業者はわずかであり、その多くはフランチャイズ方式をとっている。同一都市内での配送であっても、配送の過程で差込輸送が恒常的に行われている実態があり、配達遅延の大きな原因となっている。また、配送や仕分け時の荷扱では、貨物を投げる等などのラフな荷扱が日常茶飯事に行われており、中国における宅配業界の発展には様々な問題が山積みされている。四川省では、今後省内21の市・州に郵政管理部門を設置し、宅配業への監督・管理を強化し消費者からのクレームに対処する計画を進めているが、配送システムの整備や作業員、ドライバーの教育など、多くの課題が残る。

<建議>

<国際貨物における通関・検疫関連>

- ① 生産企業のサプライチェーンにおいて、在庫を最小限とすることが主流となっている時代、拙速な規則、制度の変更、運用の変

更や必要書類の変更は混乱をもたらすほか、通関時間梱検査率の突然の運用変更は、制度上不当なものではないものの生産活動に大きく影響し、グローバルな需給関係にも影響を及ぼす。特に政治的背景等により大きく変動することは、企業の対中投資意欲にも影響するため慎重な対応を望む。

- ② 税関が年間税収目標を達成すると、関税、増値税収入を翌年扱いとするため正式に通関をさせず、保証金差し入れで通関、翌年関税、増値税を納付するよう強いる場合があり、物流企業や荷主企業に業務の煩雑化や資金繰り面で負担となっている。逆に税収目標未達の場合は不合理な要求をするなど税関の都合を押し付けることは慎むよう望む。

＜航空貨物輸送関連＞

- ③ 航空会社引渡後の粗雑な取扱に起因する貨物破損事故が依然頻発している。

改善による品質向上を目的とした原因調査を行うにも、その区域は既得権のある特定業者の“聖域”となっていることにより、原因究明に至らないケースがほとんどとなっている。そのため荷主若しくは物流業者自らで行わざるをえない保護措置は費用・労力に加え納期面での負担を余儀なくされている。作業品質改善・指導による荷主サービス向上の為に、”聖域”の開放及び作業関係者への輸送品質向上への意識啓蒙を要望する。

- ④ 航空会社搬入時の安全検査機設備については、設備前のローラーが自動でないことにより、後方の貨物で前方の貨物を押し込む作業が常態化しており、貨物損傷の発生原因となっている。設備の見直しとターミナル内での作業ルールを設定を要望するとともに各物流業者、作業者への品質向上意識啓蒙を要望する。

＜海上貨物輸送関連＞

- ⑤ 輸出貨物のCY（コンテナヤード）搬入前申告ができるようにして欲しい。併せて、

CFS（コンテナフレートステーション）での税関検査、三検検査ができるようにして欲しい。仮に、物流業者に対する信用度が低いのであれば、通関業者ランクA・B級に対象をしばらく対応可否を検討して欲しい。

- ⑥ NVO（自社で船舶を運航しない輸送業者）という概念が浸透していない代わりに、船社が複数代理店を持ち集荷を増強しているケースが散見される。これによりブッキングプロセスは複雑化し、同じ船社で異なるブッキング手数料という不透明な料金体系が見受けられる。国際化と自由競争という観点から船社代理店は1港1代理店を望む。

- ⑦ 輸出入通関手続きのEDI化が進んでいる一方、荷主提供情報の相違による申告入力情報の訂正に要する時間が長すぎ、情報訂正完了までに相当な時間がかかる。「訂正」に関する手続き、処理の簡素化を望む。通関手続きのEDI化の弊害として、システムがダウンするとすべての手続きがストップしてしまう恐れがある。また一部データが消えてしまうこともあり、バックアップ体制の強化を望む。

- ⑧ 依然として【ゼロ運賃】等の不当な運賃設定が横行しており、料金体制が不透明である。秩序ある運賃体制と公正な市場原理を保持するため、過当競争の公的規制を望む。

- ⑨ 輸出過多地域においてはコンテナ供給バランスが不安定である為、特に特殊コンテナ（フラット／オープン）の手配が困難である。ルールを定め、常に一定在庫のコンテナ数を保持してもらいたい。

- ⑩ 内容が不明な港湾雑費（CIC、ECRS等）があり、シッパーへの負担が大きくなっている。港湾で発生する費用については明確な目的、内容を公示して欲しい。

- ⑪ 輸入貨物に対する商品検査について、税関・商検局の指定業者による作業対応（コンテナデバンニング作業、開梱作業、横持ち輸送作業など）が手荒であることから、商品貨物へのダメージ、汚れ防止に努めていただくよう徹底願いたい。

＜道路貨物輸送関連＞

- ⑫ 地場系物流業者の一部はコンプライアンス概念が低く、それにより低コストを実現している事例がある（過積載・超過労働・車両保険なし・車検未実施など）。この為、コンプライアンスを遵守する物流企業にとって価格競争力の低下を引き起こしているが、法例遵守が市場原理と矛盾しないように違法行為の罰則強化を望む。
- ⑬ 日中の市内（北京の場合は五環路以内）トラック走行に必要となるライセンスの新規発行が実質機能していないと思われる。一部地場大手物流企業には新規発行がされているという情報があり優遇措置があると思わざるを得ない。今後、ニーズが高まるであろう小売系配送業務への参入にあたって大きな障壁となっており強く改善を望む。
- ⑭ トラックの高さ/重量/幅の各制限が遵守されていない車輛が多く見られる。道路運送法が有名無実化しており省によっても取り扱い方法が異なるため、全国統一基準として法制化して欲しい。
- ⑮ 高速道路網が急速に整備されるなか、付帯するインフラの整備が追いついていない。特に長距離輸送ドライバーに必要であろうパーキングエリア（サービスエリア）が少なく労務管理と事故防止の観点から課題が残る。
- ⑯ 公用行事等で高速道路または港湾道路が予告なく封鎖され、物流動線の確保が困難なときがある。また、道路状況（渋滞、天候、工事、封鎖）の事前掲示がほとんどなく、突然悪条件に遭遇するケースがあるため、回避ルートを選択ができる様改善を望む。
- ⑰ 保冷輸送のニーズが高まる中、コールドチェーンが未熟な状況にあるため、ハード・ソフトにおける奨励政策（公的支援）をお願いしたい。

＜鉄道貨物輸送関連＞

- ⑱ 鉄道輸送は軍事物資、石油・石炭・鉄鉱石等の国家計画基礎物資が優先のため、一般商業貨物は優先度が低く慢性的にスペース

不足。仕向地へ到着するまでに貨車の再編成が行われる為、正確なトレース・定時性の確保が困難である。環境保全の観点から商業貨物を鉄道輸送へシフトできる様仕組みの改善をお願いしたい。

＜保税区域業務関連＞

- ⑲ 保税区域内での簡単加工の作業範囲拡大を希望する（ネジ止め、簡易組み立て等）。保税輸送について、2次転関の可否に関わる各地方での規範化を希望する。内航船での保税輸送の実現を希望する。保税区域での倉庫業務を海外宛てに請求する際、増値税の名称で課税することは不合理であり、是正を望む。

＜その他＞

- ⑳ 物流会社が本社以外の他都市に支店展開している場合、支店の経営範囲や支店の営業に必要なライセンスは本社の経営範囲やライセンスの範囲内とされていることから、支店での新規営業案件に必要なライセンスを取得しようとする、本社の営業に必要な要件である車両を本社でも所有するよう求められる例がある。実態に即した対応をお願いしたい。

例：特定の支店でコンテナ輸送のトレーラーを運行しようとする場合、本社でもトレーラーを所有するよう交通運輸局から求められた例あり。

第12章 政府調達の実況と問題点

中国では、2003年に『政府調達法』が施行されて以降、政府調達の規模が年々大幅に拡大している。政府調達法が施行される前年の2002年において、政府調達の規模は1,009.6億元に過ぎなかったが、中国政府の財政規模が大幅に増加している状況の中、2012年の全国各級政府の年間調達規模は、累積で1兆元を超え、全国の財政支出の10%を以上を占め、2002年比で年間成長率は約10倍となると推測されている。このとおり、政府調達の規模は、中国経済の総体的な拡大、政府調達活動の規範化、財政資金の投入増大に伴って、急激に拡大しており、日本を含む外国企業にとっても大きなビジネスチャンスとなる潜在力を有している。しかしながら、2003年に施行された政府調達法は、自国の製品、工事及びサービスを優先的に調達することが明確に規定されており、日本を含む外国企業の市場参入を阻んでいる。

現在の中国の政府調達市場における最大の問題は、法律制度の欠陥及びそれによって生じる政府調達活動の不透明さである。『入札募集・入札法』及び『政府調達法』の2つの法律は、同レベルの公共調達に係る法律で、それぞれ12年前と9年前に施行されている。前者は、2011年末になってようやく実施細則が公布されたが、後者についての実施条例は現在に至るまで公布されていない。これは、主管部門（国家発展改革委員会と財政部）間の調整が難航していること以外に、『入札募集・入札法』と『政府調達法』との内容の矛盾も、政府調達法の実施条例がなかなか公布されない一因である。こうした環境は、多くの外資系企業が政府調達市場へ参入する際の一定の障害となっている。このほか、政府調達が不透明などの原因によって、政府調達商品の価格は普遍的に市場価格を超えている。中国社会科学院が公布したある中国法制の報告では、2012年の政府調達商品価格が8割方市場の平均価格を超えていることが指摘されている。このうち、市場価格の1.5倍以内の商品が70%前後を占め、市場価格の3倍以上の商品は1.86%を占めるという。

2012年の動向

WTO政府調達協定(GPA)への加盟交渉の継続

2001年、中国は、WTOに加盟する際、GPAへの加盟交

渉の開始を各加盟国に約束し、その後、2007年に加盟交渉が開始された。2010年10月及び2011年11月に中国は改訂した約束内容を提案したが、対象とする政府機関と国有企業・団体が少なく、対象となる物品・サービスの閾値が高すぎるなどから、加盟国の同意は得られていない。2011年12月15日、中国商務部の陳徳銘部長は、ジュネーブにて、「中国は早期に「政府調達協定」（GPA）に加盟したいが、加盟交渉のハードルは、加盟国により絶えず引き上げられており、その引き上げのペースは、中国の成長スピードを上回る。それでもなお、中国の加盟の意思は変わらず、今後も引き続きGPAメンバー国と建設的な話し合いを進めていくつもりだ」と述べている。

政府調達法体系の整備

政府調達法実施条例

2010年1月11日、國務院法制弁公室は、『政府調達法実施条例』（意見聴取稿）（以下「実施条例意見聴取稿」という）につき、パブリックコメントを募集した。意見を募集する過程で、國務院法制弁公室には、合わせて4,000以上の意見が寄せられた。実施条例意見聴取稿は合わせて9章116条から成る。2010年2月5日、中国日本商会は、実施条例意見聴取稿は内外差別と見られる規定が多く存在することから、中国国内企業と国外企業を平等に扱うこと等を要望する意見書を提出した。なお、その重要部分および存在する問題点については、『中国経済と日本企業2010年白書』に詳しく紹介しているので、ここでは再述しない。なお、財務部は上記条例の公布を重点業務と位置づけていたが、現在においても公布に至っていない。

政府調達品目分類目録（試用）

2012年5月、財政部は『政府購買品目分類目録（試用）』（以下「品目分類」という）を印刷公布した。新しい『品目分類』では関連する国内外の基準を参考に、現行政府調達制度の実践と将来的な発展の方向性を緊密に結び付けて、政府調達の対象を商品、工事、サービスに細かく分類した。『品目分類』がカバーする範囲は全面的で、分類システムは整備されており、政府調達業務の管理と情報化建設の基礎であるとともに、政府調達を予算管理、資産管理などの財政管理業務と関係付けるための重要な依拠となっている。

政府調達政策機能の発揮

環境ラベル製品及び省エネ製品の 政府調達リストに対する調整

2012年に財政部は、『環境ラベル製品の政府調達リストに関する通知』（第10期乃至第11期）及び『省エネ製品の政府調達リストに関する通知』（第12期乃至第13期）を相次いで公布し、政府が優先的に調達又は強制的に調達する範囲を拡大した。

中小企業の区分基準の実施

2011年6月、財政部は、『中小企業分類基準規定』を公布し、2003年に公布した『中小企業基準暫定施行規定』を廃止した。同規定に基づけば、製造業においては、従業員数が1,000名以下又は年間営業収入が4億元以下の企業を中型、小型、微型企業ととしている。うち従業員数300名以上で、なおかつ営業収入が2,000万元以上を中型企業、従業員数20名以上で、なおかつ営業収入が300万元以上を小型企業、従業員数20人以下で、なおかつ営業収入が300万元以下を微型企業としている。卸売業においては、従業員数200名以下又は年間営業収入4億元以下の企業を中型、小型、微型企業ととしている。うち従業員数20名以上で、なおかつ営業収入が5,000万元以上を中型企業、従業員数5名以上で、なおかつ営業収入1,000万元以上を小型企業、従業員数5名以下又は営業収入1,000万元以下を微型企業としている。

『中央予算単位2013～2014 政府集中調達目録と基準』の公布

2012年12月19日、國務院の許可を受けて、國務院弁公庁は『中央予算単位2013～2014政府集中調達目録と基準』を公布した。分散調達限度額基準は、集中調達機構の調達項目と部門集中調達項目のほか、各部門が自ら調達する単一項目又は大量項目の金額が50万元以上に達する商品及びサービス項目、60万元以上の工事項目については『政府調達法』及び『入札募集・入札法』の関連規定に従うことを規定した。公開調達募集額の基準について、政府調達の商品又はサービス項目の単一項目の調達額が120万元以上に達する場合、公開により入札募集を行わなければならない。政府調達工事の公開調達募集額の基準は國務院の関連規定に従い、200万元以上の工事項目については公開にて入札を行なうことが求められる。

2013年の展望

2013年における政府調達業務の要点

財政部は、2013年2月22日に『2013年政府調達の業務プラン』を公布し、2013年に政府調達業務整備の目標を示した。

引き続き政府調達にかかわる分野と 業務量の増加を推進

財政支出保障の重点に関連して、根本的な腐敗取締りをさらに進め、政府調達の分野と量の追加をさらに推進するという。国内ニーズの拡大、「強農・恵農・富農」（農業を強化し、農民に実益をもたらす、農民を豊かにする）及び民生の保証・改善などの財政政策の実施を支持し、農業水利、都市パイプラインなどのインフラ、社会事業などの民生項目に関する政府調達を積極的に行い、経済社会の発展にさらに奉仕する。

政府調達政策機能システムの積極的構築

本国製品の政府調達に関する管理弁法を早期に制定する。グリーン調達標準体系と実施メカニズムの整備について研究し、省エネ環境保護製品のパラメーター指標体系を細分化し、新追加品目公示制度を実施する。『政府調達促進中小企業発展暫定施行弁法』を引き続き推進、実施し、政府調達信用担保業務を促すほか、障害者の就業をサポートする政府調達援助政策の整備、具体化を図る。知的財産権に対する保護を強化し、正規ソフトウェアの政府調達業務を適切に行なう。入札・入札募集法実施条例を実施し、工事項目調達を推進する中で政府調達政策を進める。また、政府調達関連政策の実施状況の監督検査及び効果追跡業務を行い、政策執行効果の向上に努める。

政府調達に対する監督管理の強化

集中調達管理及び集中調達機構に対する審査を強化し、集中調達協議による商品提供と定点調達業務の規範化を図り、地域が共同しての調達を提唱した。大量集中調達改革業務を推進し、中央単位の大量集中調達品目の範囲を拡大し、全国規模で徐々に広める。また、政府調達方式の審査認可と製品確認の審査プロセスを簡潔にし、単一の来源について審査前に公示する制度を広める。評価審議を行う専門家を募集する範囲をさらに拡大し、評価審議専門家バンクを充実させ、評価審議を行う専門家の行為の規範化を図る。監査、監察などの部門との協調提携を強化し、社会代理機構の専門項目検査などを行なう。政府調達分野の商業賄賂を管理する業務を引き続き進める。法によりサプライヤーのクレーム、通報対応を行ない、法律、規則に違反する行為に対する処罰を強化し、法律、法規に違反したサプライヤー、代理機構および審議専門家に関する「ブラックリスト」を作成する。政府調達情報の公開を強化し、政府調達項目、調達文書、調達結果及び疑問のあるクレーム対応を積極的に公開し、社会の監督を受ける。

『全国政府調達管理取引システム建設総体計画』及び 『政府調達業務基礎データ規範』の公布

目下、全国36省市と大部分の地方都市にて政府調達関連情報システムが構築されているが、情報化のレベルは異なり、発展も均一でない。大部分の省の政府調達管理と取引

システムはリンクされておらず、集中調達と分散調達の取引プラットフォームも統一されていない。そこで、2013年1月31日に財政部は『全国政府調達管理取引システム建設総体計画』と『政府調達業務基礎データ規範』（以下「総体計画」と「データ規範」という）を印刷公布し、各地方政府の調達情報化建設をスムーズなものとするため、全国政府調達情報化建設の目標とデータ基準を明確にしている。今日、各地方にて「総体計画」と「データ規範」を如何に実施するかが重要な課題の1つとなっている。

『総体計画』の主要内容

『総体計画』の主な内容として、1つの標準化システム、2つの業務処理プラットフォーム、4つの共有基礎データバンクと8つの主要サブシステムが記載されている。標準化システムとは、システム機能基準、技術基準及びデータ基準を指す。2つの業務処理プラットフォームとは、監督管理業務処理プラットフォームと取引業務処理プラットフォームを指す。4つの共有基礎データバンクとは、全国規模で接続されている代理機構バンク、評議専門家バンク、サプライヤーバンク及び商品情報バンクを指す。8つの主要サブシステムとは、計画管理、電子審査、協議及び定点調達（電子ショッピングセンター）、契約管理、監督警報、信義誠実システム、データ分析と方針決定サポート、情報サービスのポータルを指す。

『データ規範』主な内容

『データ規範』は、『財政業務基礎データ規範（2.0）』を基礎として、国家標準に基づいて方法を規定し、政府調達の基礎業務情報についてまとめて命名、定義し、政府調達を計画管理、方法変更及び調達した輸入製品の審査、取引、情報統計から、信用管理までの全プロセスについてデータ標準を網羅している。具体的には三部に分かれ、第一部分では『財政業務基礎データ規範（2.0）』にすでにある政府調達業務データ標準の直接運用について記載し、第二部分では政府調達基礎業務データに大量の補足、追加を加え、第三部分では全国規模で共有される基礎データバンクを構築するために、情報交換データの応用規範を専ら制定している。

<建議>

① 政府調達関連法規の国際基準への統一、WTO政府調達協定（GPA）への早期加盟

中国は2007年末にGPAへの加盟を申請したが、多くの問題があり進捗状況は芳しくない。中国がGPAに加盟していないため、中国で生産している日本企業が米国の政府調達に参加できないという問題も発生している。GPAへの早期加盟を要望する。

また、中国は国際経済におけるその立場に相応しい内外無差別的で透明な貿易・投資制度を構築・運用することが世界から強く求められており、政府調達分野においても、GPAに早期に加盟するためのプロセスを加速させるとともに、『政府調達法』などの関連法制度について、外資企業に対する差別状況を解消し、GPAなどグローバルスタンダードに沿った内容で改正・制定することを要望したい。

② 『政府調達法』の各種関連法規の早期公布

『政府調達法』が2003年に施行されて以来、すでに10年も経過しているが、関連法規は相対的に少ないといわざるを得ない。これでは、政府調達部門の業務の規範化を効果的に進めることはできず、多くの日系企業を含むサプライヤーに極めて大きく、制御不可能な要素をもたらすこととなる。したがって、『政府調達法实施条例』を含む一連の関連法制度の早期制定・公布を要望したい。また中国政府は、本法制度の検討に際して、今後とも、外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性を確保するとともに、引き続き日本の産業界の意見に耳を傾けることを要望したい。

③ 法律法規の調整

2011年12月20日、『入札募集・入札法实施条例』が公布され、2012年2月から施行している。『入札募集・入札法实施条例』では、『入札募集・入札法』の規定に基づき、国务院发展改革委部門の入札募集・入札段階における「指導」と「調整」機能を認めた。一方、『政府調達法』では、財政部門に政府調達活動における「管理監督」機能を付与している。入札活動が政府調達活動における重要な一環として、政府部署間の職責分担を明確にしない限りでは、入札活動に参加する主体にとって、不利な影響が与えられるリスクが高い。よって、『政府調達法』と『入札募集・入札法』の間及びその实施条例の間の内容の明確化と統一化を要望したい。

④ 政府調達に関する規定の緩和および明確化

『中国政府調達法实施条例案』や『中国自国製品政府調達管理弁法案』、『省エネ製品の強制調達リスト』に見られるように、政府調達における自国製品優先（輸入品排除）の姿勢があり、輸入品は一般的に対象外とされている。『中華人民共和国政府調達法』では、輸入品の調達について条件付で認められているが、法律の要求

する内容と運用上の取り扱いが異なっている部分はまだ多い。また、調達者が輸入品を調達する際の事前申請の利便性向上のため、「政府調達リスト」に輸入品であることを明記して掲載することを要望したい。

全ての輸入製品について、いずれも県級以上の人民政府に申請を行い、その審査承認を受けなければならないのであれば、中国国内にて製造していない製品または設備もまた審査の対象となる。したがって、審査を必要とする輸入製品の対象範囲を特殊な製品及び設備に絞り込むことを要望したい。

入札後に改めて多くの条件交渉が発生する商習慣を改めていただき、更に、資格やルールを明確化、オープン化することを要望する。また、落札要件として、価格のみならず、性能条件、効率、メンテナンス面などの要素も勘案することを要望したい。

企業（外国企業または外商投資企業）が供給者データベースへの登録をすることができない場合、供給者として選定されない可能性があるということになる。したがって、公平且つ公正に供給者を選定するためにも、供給者データベースを公開し、条件を満たす供給者については、自らが供給者データベースへの登録を申請できるシステムを確立することを要望したい。

政府調達リスト掲載製品の更新に際して、製造者（日本の親会社）による承諾書の提出が求められ、その際に、製造者の日本における社名とその社名の中国語表記が同一の会社であることの公正証書の発行が要求されるが、日本語と中国語は違う言語であり、また日本企業は中国では法人登記されていないため、日本名とその中国語表記が同一会社を表すことを厳密かつ公的に証明することは実務上では不可能である。よって、次の方法により政府調達リストにかかわる申請を受理するよう要望する。①製造者による日本名と中国語表記が同一会社を表している旨の声明書（誓書など）の提出、または②製造者から中国で法人登記されている関係会社（販売会社など）への政府調達リスト関連手続きを授権する旨の書面提出。また、そもそも「承諾書」の内容は販売保証であるため製造会社が保証するのではなく、現地販売会社の法人代表が署名、捺印したものを販売保証の証明として提出することが受理されるように要望したい。

⑤ 政府輸入製品購入弁法の見直し

2007年12月、中国財政部が「政府輸入製品購入弁法」(政府調達の際、輸入製品の調達を厳格に管理するというもの。然るべき理由がない限り輸入製品を政府で調達してはならない)を公布した。国内外製品の公平な競争環境を確保するよう同弁法の見直しを要望する。

⑥ CCC制度：相互認証制度の実現及び新対象製品の回避を要望する。

2010年5月、政府調達に限定してITセキュリティ製品をCCC制度に追加することになった。当制度は、ソースコード等の機密情報の開示が求められ、また運用に関する規定が不明確であることから、企業側の対応が極めて困難な状況になっている。これにより中国政府調達市場への諸外国の最新ITセキュリティ製品の流通が阻害され、中国政府におけるITセキュリティの確保に支障をきたすことが懸念される。この懸念の払拭には当制度の撤廃が一番望ましいが、中国がITセキュリティ製品評価の国際標準に基づく承認枠組CCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）に早急に参加し、国際的に整合性の確保された制度運用を行うことを要望する。

⑦ 公用車調達基準の見直し

公用車調達の際に、排気量に関わらず、良燃費車については調達範囲とするようお願いしたい。

⑧ 政府調達活動の透明化

政府調達活動において、入札企業のハードルを高めたり、調達内容を曖昧化することによって、外部企業による参加を阻止し、政府と深い関係を有する企業に落札させるケースが見受けられる。また、調達に係る情報やサプライヤーの選定に係る審査基準などが不明確であり、政府調達活動への参加が実質困難である地域がある。よって、政府調達活動のさらなる透明化を希望する。

⑨ 国家自主创新製品認定制度

国家自主创新製品認定制度について、政府調達とのリンケージを外すことは高く評価できるが、実際の運用において恣意的な運用が行われないようにしていただきたい。また、地方政府において外国製品を排除する認定制度が一部存続しているため、中央政府の制度と整合性をとっていただきたい。

第13章 中国での商工会組織の現状と問題点

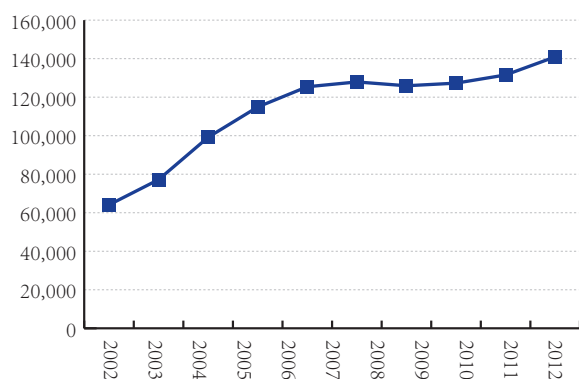
商工会組織の問題点

中国における外国の商工会は、外国商会管理臨時規定によって管理監督されているが、この規定では一国について一つの「商会」しか認めていない。このため、北京の中国日本商会は民政部から認可された唯一の日本の商工会組織である一方、他地域の多くの商工会組織は未公認組織となっている。

日系企業が多い地域では、地元日系企業が集まる場を設けていることが多い。このような商工会組織は、親睦や相互扶助のほか、地元政府との調整、事業展開のサポート、地元社会への貢献など、重要な役割を果たしている。

中国に進出する日系企業の増加に伴い中国各地の日本人駐在員は増加傾向にあり、2011年10月現在で14万931名の在留邦人が中国で生活している（外務省 領事局政策課 海外在留邦人数統計から作成）。商工会組織も会員数拡大の方向であるが、地方の商工会は、社会の動向等に関する知見が十分に得られない、公式の場（地方政府との会合、商工会が主催・後援する展示会等）で商工会組織名称が使えない等の課題を抱えている。

中国の在留邦人数



知見が得にくい問題に関しては、技術的な専門部会で地域を越えた交流が始まっている。例として知的財産（商標・特許等）に関する部会が北京・上海・広州で情報を共有し成果を上げてきたところ、さらなる連携を進めるために一体的な活動も開始した。食品関係の部会も北京・青島で地域を越えた交流活動を開始した。今後さらにこの種の取組を進め

るほか、専門分野に限らず、中国で起きる各種のIncident(出来事：政治・経済・制度・環境・邦人保護等)に対して各地の日系社会・商工会組織で知見を共有することも課題として求められている。

さらに、中国各地の商工会組織が直面している制度的な課題の例として、

- (1) 当該地方政府との交流・交渉において、未公認団体であるため当該商工会組織名を提示できない場合がある
- (2) 組織としての銀行口座を持ってない
- (3) 専従事務局員を必要とする大規模組織にて、その商工会事務局員の身分保証やビザ取得方法、事務所を借用の際に未公認組織なので契約に苦慮する
- (4) 現行法において会社の分公司のような支部組織を認める条文が無い。広大な中国で統一運用的な組織形態を構築する事も難しい。

などがある。2012年に実施した経済産業省の調査事業においても、日系企業の中国事業を円滑に推進する観点から、大使館・総領事館、ジェットロと連携した商工会活動の重要性を踏まえ、上記と同様の問題点を指摘している。これらの問題は、外国商会管理臨時規定が課題解決の障害要素となっている事例が多い。

外国商会管理臨時規定は、1989年4月28日国务院第39回常务会议に基づき発布し、1989年7月1日施行され、それ以降改訂されていない規定である。民政部は各地方の実態を調査中との情報もある。中国に進出している外国企業の増加と実情に合わせ、規制の緩和と融通性のある運用を盛り込んだ規定の改定が望まれる。

＜建議＞

支部組織を認める、各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動が出来る外国商会管理規定への改正を要望する。